

令和5年9月

篠栗町議会第3回定例会
会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：9月4日(月)～14日(木) 11日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	9	4	月	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託 ・採決
第2日	9	5	火	考 案 日		
第3日	9	6	水	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	9	7	木	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第5日	9	8	金	決算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第6日	9	9	土	休 会		閉 庁
第7日	9	10	日	休 会		閉 庁
第8日	9	11	月	決算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第9日	9	12	火	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第10日	9	13	水	予 備 日		
第11日	9	14	木	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・閉会中の継続審査
						閉 会

令和5年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和5年9月4日(月) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 7番 , 8番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案等の委員会付託について
- 第5, 議案第57号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 第6, 議案第58号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 第7, 議案第59号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 第8, 議案第60号 篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第9, 議案第61号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第10, 議案第62号 篠栗町教育委員会委員の任命について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
56	専決処分の承認を求めることについて(専決第4号) 〔令和5年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について〕	予算 特別委員会
63	篠栗町柳池フサエ教育地域振興基金条例の制定について	総務建設 常任委員会
64	住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務建設 常任委員会
65	子育て支援施策に伴う篠栗町公費医療助成拡充に係る関係条例の整備に関する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
66	篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
67	篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
68	篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
69	令和4年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
70	令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
71	令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
72	令和4年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	決算 特別委員会
73	令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	決算 特別委員会
74	令和5年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について	予算 特別委員会
75	令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会
76	令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会

令和5年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和5年9月6日(水) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	3番	吉本 文枝	議員
2.	8番	古屋 宏治	議員
3.	2番	浦野 雅幸	議員
4.	6番	横山 和輝	議員
5.	4番	門馬 良	議員
6.	5番	太郎良 瞳	議員
7.	1番	崎山 佐穂	議員

令和5年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和5年9月14日(木)午前10時開議

- 第1, 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号)
〔令和5年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について〕
- 第2, 議案第63号 篠栗町柳池フサエ教育地域振興基金条例の制定について
- 第3, 議案第64号 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第4, 議案第65号 子育て支援施策に伴う篠栗町公費医療助成拡充に係る関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第5, 議案第66号 篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第6, 議案第67号 篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第68号 篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第69号 令和4年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第9, 議案第70号 令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10, 議案第71号 令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11, 議案第72号 令和4年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第12, 議案第73号 令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第13, 議案第74号 令和5年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について
- 第14, 議案第75号 令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第15, 議案第76号 令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

第16, 意見書案第1号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

第17, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

令和5年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月4日(開会)

令和5年 第3回 定例会 会議録

日時 令和5年9月4日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	花田篤
住民課長	有隅哲哉	健康課長	村瀬菊子
福祉課長	平山智久	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	城戸勝範
学校教育課長	田中久善	こども育成課長	有隅伸
社会教育課長	藤幸三	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
主事	黒瀬友宏		

開会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから、令和5年第3回篠栗町議会定例会を開会いたします。

開会に先立ち、本定例会より一時ライブ配信を中止しておりますことを申し添えておきます。

それでは本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットに配信したとおりでございます。

それでは、これより日程に従い議事を進行いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、7番、品川静議員、8番、古屋宏治議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より9月14日までの11日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） 異議なしと認めます。

したがいまして、会議は本日から9月14日までの11日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第56号から議案第76号までの計21議案が提出されております。

それでは、議案第56号から議案第76号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日、令和5年第3回定例会を招集いたしましたところ、公私ともにご多忙の中ご出席賜り誠にありがとうございました。9月に入って少し気温も下がり過ごしやすくなってまいりました。最近の台風は迷走気味ですので、台風11号の動向が気になるところではございますが、季節は初秋でございます。

7月の集中豪雨では、篠栗町では林道や一部の農地に被害が出たものの、人的被害は免れました。今年も、久留米市をはじめ、県内各地で集中豪雨による災害が発生いたしました。改めて、豪雨災害でお亡くなりになられた皆様に心から哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。政府は、今回の九州北部と秋田県を襲った豪雨災害について、被害を受けた地域を激甚災害指定するとの発表がありました。これを受けて、既に一部予算化もしておりますが、篠栗町においても復旧を急ぎます。もうしばらくは台風シーズンでございます。災害に対する備えをしっかりとしてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染関連について申し上げます。連休明けの5月8日から新型コロナウイルス感染症も5類へと移行になり、私たちの生活も以前の日常が戻ってまいりました。できるだけ多くの対象者の方々がしっかりとワクチン接種をしていただくとともに、これまで励行していただいた、うがいや手洗い等の感染予防対策を引き続きしっかりととっていただいて、感染者数減少に向けての努力を引き続き怠らないようにしたいものでございます。

そうしたなか、『篠栗祇園夏まつり』が、山笠や露店も復活して4年ぶりに以前の姿で開催されました。あいにくの大雨で花火を打ち上げることは出来ませんでした。少しずつ活気が戻ってきたことを実感いたしました。

また、9月には、多くの行政区で感染対策を十分に図った上での『敬老会』が開催されます。

まだまだ新型コロナウイルスの感染対策はしっかりと、感染拡大しないように注意しなければなりません。10月以降に町が主催する『文化祭』『ささリンピック』など、町民の皆様が楽しみにしていただいている交流の場としての行事についても、開催に向けて準備を進めております。どうぞよろしくお願いいたします。

さる8月29日30日に、福岡県町村長中央研修会が全国町村会館で開催され、私も参加いたしました。年に1度、国内外の最新の情報と話題に触れることのできる大事な機会でございます。その講義の中で、テレビでよく拝見する、神田外語大学の興梠一郎先生のお話に成程と思いました。「東京電力は8月24日に、福島第一原子力発電所の処理水を海洋放出し始めました。これから30年間を目処に続けられます。この放出はIAEAが処理水におけるトリチウム濃度は基準以下であると認めたことによる放出ですが、政府は当日、岸田総理大臣の処理水放出は安全である旨の記者会見と、経済産業省のホームページでの同様の記載があるものの、福島第一原子力発電所から放出される処理水のトリチウム濃度が、年間換算で22兆ベク

レル程度であり、原発を有する各国が放出する処理水に比べて大変低い濃度である。中国の原発では186兆ベクレル放出されているにもかかわらず、福島における『処理水放出』は放射能汚染水だとメディアを通じて主張している、といった政治問題化していることに対して、国は無反応ではないか」との指摘がございました。私たちはこうした国が抱える課題について、処理水放出による風評被害に苦しむ地元漁民を救うためにも、自分の課題としてしっかりと議論し、知識を深める必要があると痛感いたしました。

さて、篠栗町都市計画マスタープランについては、令和5年度いっぱいまで中間見直しを終了し、県に見直し案を報告する予定で作業を進めておりますが、昨今の篠栗町における民間の開発意欲には目を見張るものがございます。糟屋郡各地の開発が一巡し、いよいよ最東部のわが町に目が向けられ始めたことを実感いたします。中間見直しに当たっては、自然豊かな篠栗町の持つ魅力を活かしつつも、民間の開発意欲を削ぐことのないように取り組むとともに、次年度以降の都市計画系の体制充実をはじめ、町として取り組んでいかなければならない事案に合わせた、柔軟な体制の見直しを進めていきたいと考えております。

組織の改正につきましては、議会にお諮りすることになると思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、職員の人財育成についても、チャレンジすることが仕事であり、ルーティーンは作業であるという意識の徹底を図り、職員1人一人が「新しいことをする・工夫をする・改善をする」体制を構築したいと考えております。

あわせて、新たな体制となった議会に対しましても、行政としてこれまで踏襲してきたスタイルから脱却して、さらなる説明責任を果たすべく努力してまいることをお約束いたします。今後とも議会の皆様におかれましてはご指導・ご協力を賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

諸情勢報告を終わります。

続きまして、本定例会に提案しております議案第56号から議案第76号までの21議案について説明をいたします。

議案第56号は「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」であります。

本議案は「令和5年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について」、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、令和5年7月8日からの大雨で発生した災害の復旧のため、令和5年度篠栗町一般会計予算に歳入歳出それぞれ760万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ114億3,717万円とするものであります。

議案第57号から議案第59号までの3議案は、「糟屋郡公平委員会委員の選任について」であります。

本議案は、現委員の任期が令和5年10月31日で満了することに伴い、後任の委員を選任するに当たり、糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第60号は「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

本議案は、現委員であります小林知生氏が、令和5年9月30日をもって任期満了となるため同氏の再任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第61号は「篠栗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本議案は、現委員であります郡嶋正弘氏が、令和5年12月31日をもって任期満了となるため、後任の候補者として青木晃司氏を法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第62号は「篠栗町教育委員会委員の任命について」であります。

本議案は、現委員であります上野順子氏が、令和5年9月30日をもって任期満了となるため、後任として新たに明松美智子氏を委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第63号は「篠栗町柳池フサエ教育地域振興基金条例の制定について」であります。

本議案は、故柳池フサエ氏及び故柳池義春氏から寄附金を故人の意思に基づき、町の教育及び地域振興に係る施策の財源に充てるための基金として積み立てるため本条例を制定するものであります。

議案第64号は「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。

本議案は、住居表示の実施に伴い、関係条例について所要の規定を整備するため本条例を制定するものであります。制定の内容は実施区域で変更となる町名等につ

いて改正を行うものであります。

議案第65号は「子育て支援施策に伴う篠栗町公費医療助成拡充に係る関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。

本議案は、子育て支援の施策として、公費医療に係る保護者等の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、篠栗町子ども医療費・篠栗町重度障がい者医療費及び篠栗町ひとり親家庭等医療費の公費医療費について、助成を拡充し自己負担額等を改正することに伴い、所要の規定を整備するため関係条例の一部を改正するものであります。

議案第66号は「篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町総合保健福祉センター「オアシス篠栗」入浴料における区分を改定するものであり、1人1回230円にて設定している60歳以上の入浴料について、適用年齢を65歳以上に引き上げるため本条例の一部を改正するものであります。

議案第67号は、「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されたこと及び放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が発出されたことに伴い、所要の規定を整備するため本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、安全計画及び業務継続計画等の策定、感染症及び食中毒の予防等に必要な措置の明確化、及び放課後児童支援員の資格要件を定めるものであります。

議案第68号は「篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、現金精算の開始等により駐車場利用者の利便性向上を図るとともに、篠栗町利用駐車場施設の老朽化による大規模改修に対応するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第69号から議案第71号までの3議案は「令和4年度篠栗町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について」、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

議案第69号は「令和4年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第70号は「令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第71号は「令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

以上、3議案が、一般会計及び特別会計の決算認定に関する議案であります。

議案第72号は「令和4年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」であります。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和4年度篠栗町水道事業会計未処分利益剰余金5,644万5,000円を、建設改良積立金へ積立するもの、及び令和4年度篠栗町水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第73号は「令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」であります。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計未処分利益剰余金7,510万809円を減債積立金へ積立てするもの、及び令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の承認に付するものであります。

議案第74号は「令和5年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について」であります。

当該補正予算は、令和5年度篠栗町一般会計予算に歳入歳出それぞれ6億9,723万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ121億3,440万7,000円とするものであります。

まず、主な歳入につきましては、地方特例交付金を516万2,000円、地方交付税を8,557万7,000円、国庫支出金を6,155万円、県支出金を664万1,000円、寄附金3億4,410万円をそれぞれ追加し、繰入金3億円を減額するものであります。

また、令和4年度に確定いたしました繰越金3億8,192万8,000円、諸収入562万8,000円、町債1億551万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、主な歳出につきましては、総務費におきまして、財産管理費といたしまして、庁舎防災関連改修設計委託料1,818万2,000円、企画費といたしまして、

産業団地法面調査観測委託料、彩り台植栽業務委託料、池の端区暴風柵設置工事等4,217万円、情報政策費といたしまして、住民情報システム変更委託料181万5,000円、戸籍住民基本台帳費といたしまして、戸籍データクレンジング作業委託料211万2,000円をそれぞれ追加するものであります。

民生費におきましては、障害者福祉費といたしまして、国県支出金返還金2,944万7,000円、児童育成事業費といたしまして、勢門幼児プール解体工事監理委託料、勢門幼児プール解体工事3,875万2,000円をそれぞれ追加するものであります。

衛生費におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費といたしまして、個別接種促進支援金、国庫支出金返還金3,825万円を追加するものであります。

農林水産業費におきましては、農業振興費といたしまして、有害鳥獣保管用冷凍庫設置工事110万7,000円を追加するものであります。

商工費におきましては、観光費といたしまして、PR動画及びデジタル広告実業務委託料、観光コンテンツ造成事業委託料、観光プロモーション企画委託料、九大の森ベンチ設置工事、森林セラピーホームページ変更委託料を1,642万9,000円を追加するものであります。

土木費におきましては、道路橋梁費といたしまして、道路用地購入1,646万7,000円、河川費といたしまして、池の端地区防災工事2,300万円、町営住宅管理費といたしまして、耐震診断計画業務委託料175万6,000円をそれぞれ追加するものであります。

教育費におきましては、小学校管理費といたしまして、篠栗小学校給湯器更新工事1,314万5,000円、勢門幼稚園管理費といたしまして、空調機設置工事増額535万6,000円、総合センター管理費といたしまして、ホール特定天井・照明LED化改修設計委託料956万8,000円をそれぞれ追加するものであります。

災害復旧費におきましては、農業用施設災害復旧費といたしまして、萩尾地区災害復旧工事を1,200万円、林道施設災害復旧費といたしまして、小葉山線、若杉線災害復旧工事6,050万円、農地災害復旧費といたしまして、城戸、萩尾地区災害復旧工事500万円をそれぞれ追加するものであります。

公債費におきましては、元金といたしまして、財務省財政融資資金等333万円1,000円を追加するものであります。

諸支出金におきましては、繰出金といたしまして、国民健康保険特別会計133万4,000円、基金費といたしまして、柳池フサエ教育地域振興基金積立金3億

4,410万円をそれぞれ追加するものであります。

最後に、地方債につきましては、借入れ限度額を変更するものとしたしまして、臨時財政対策債を1,288万9,000円減額し、緊急防災・減災事業債2,680万円、地域活性化事業債70万円、防災対策事業債2,300万円、災害復旧事業債3,310万円をそれぞれ追加し、新たに地方債を追加するものとしたしまして、公共施設等適正管理推進事業債を3,480万円追加するものであります。

議案第75号は「令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ5,039万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3,110万4,000円とするものであります。

議案第76号は「令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、歳入歳出それぞれ486万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,099万円とするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いたします。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの提案理由の説明について大綱質疑を行います。

質疑はございませんか。

ないようですので質疑を終結いたします。

日程第4、「議案等の委員会付託について」を議題といたします。

議案第56号から議案第76号までの21議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第57号から議案第62号までの6議案は、人事案件でございますので委員会の付託は省略し、本日の日程といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第63号から議案第68号までの6議案につきましては、タブレットの掲載の議案付託表のとおり所管の委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に議案第69号から議案第73号までの5議案の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く10名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に議案第56号及び議案第74号から議案第76号までの4議案の補正予算については、議長を除く11名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、決算特別委員会の正副委員長については申合せにより、委員長は、6番、横山和輝議員、副委員長は、9番、栗須信治議員です。

また、予算特別委員会の正副委員長については、委員長は9番、栗須信治議員、副委員長は、6番、横山和輝議員です。

最後に報告4件について、報告4号及び5号は予算審査後、報告6号及び7号は決算審査終了後に全員で報告を受けたいと思います。

日程第5、議案第57号、「糟屋郡公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

ここでお諮りいたします。

日程第5、議案第57号から日程第7、議案第59号の3議案については、関連議案でございます。

会議規則第37条の規定によりまして、一括議題とし3議案一括して説明を受け、採決については1議案ごとに行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒牧 泰範） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第57号から議案第59号の3議案を一括議題といたします。

3議案を一括して、田村総務課長の説明を求めます。

はい、総務課長どうぞ。

○総務課長（田村 明広） それでは、議案第57号から議案第59号までの「糟屋郡公平委員会委員の選任について」の3議案について一括して説明をいたします。
議案第57号「糟屋郡公平委員会委員の選任について」

糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定に基づき、下記の者を糟屋郡公平委員会委員に選任することについて、議会の同意を求める。

（住所） _____

（氏名） 城戸清壽

（生年月日） _____

令和5年9月4日提出 篠栗町長 三浦 正

提案理由、糟屋郡公平委員会委員の任期が令和5年10月31日で満了することに伴い、後任委員を選任するに当たり糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものである。

次のページに履歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

なお、任期につきましては、令和5年11月1日から令和9年10月31日まででございます。

続けて議案第58号及び、議案第59号は、同じく「糟屋郡公平委員会委員の選任について」の案件でございますので、議案番号、住所、氏名、生年月日についてのみ説明をいたします。

議案第58号（住所） _____

（氏名） 安倍政明

（生年月日） _____

議案第59号（住所） _____

（氏名） 尾畠弘典

（生年月日） _____

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの総務課長の説明の3議案に対し、一括して質疑を行います。

質疑ございませんか。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております3議案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認め、これより採決を行います。

まず、日程第5、議案第57号「糟屋郡公平委員会委員の選任について」
本案に賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) 全員賛成と認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決し同意することと決定いたしました。
日程第6、議案第58号「糟屋郡公平委員会委員の選任について」
本案に賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) 全員賛成と認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決し同意することと決定いたしました。
日程第7、議案第59号「糟屋郡公平委員会委員の選任について」
本案に賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) 全員賛成と認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決し同意することと決定いたしました。
日程第8、議案第60号「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」
を議題といたします。

議案の説明を田村総務課長に求めます。

はい、田村総務課長。

○総務課長(田村 明広) それでは、議案の説明をいたします。

議案第60号「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

次の者を篠栗町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

(住所) _____

(氏名) 小林知生

(生年月日) _____

令和5年9月4日提出 篠栗町長 三浦 正

提案理由、現委員の小林知生氏が、令和5年9月30日をもって任期満了となるため。

次のページに履歴書を添付しておりますのでご参照ください。

なお、任期は、令和5年10月1日から令和8年9月30日まででございます。

説明は以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの総務課長の説明に質疑はございませんか。

はい、質疑がないようでございます。

お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） 異議なしと認め、討論は省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方のご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決し同意することと決定いたしました。

議案第61号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案の説明を、平山福祉課長に求めます。

○福祉課長（平山 智久） はい、説明いたします。

議案第61号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

（住所） _____

（氏名）青木晃司

（生年月日） _____

令和5年9月4日提出 篠栗町長 三浦 正

提案理由、人権擁護委員 郡嶋 正弘 氏が令和5年12月31日をもって任期満了となるため、後任の候補者として法務大臣に推薦するもの。

履歴書は次ページ記載のとおりでございます。

任期につきましては、令和6年1月1日から令和8年12月31日まででございます。

ます。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの福祉課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

はい、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので討論は省略したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方のご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決し同意することと決定いたしました。

日程第10、議案第62号「篠栗町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案の説明を田中学校教育課長に求めます。

どうぞ、課長。

○学校教育課長（田中 久善） ご説明します。

議案第62号「篠栗町教育委員会委員の任命について」

次の者を篠栗町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

（住所） _____

（氏名） 明松美智子

（生年月日） _____

令和5年9月4日提出 篠栗町長 三浦 正

提案理由、教育委員、上野順子氏が令和5年9月30日をもって任期満了となるため。

次のページに履歴書を添付していますのでご参照ください。

なお、任期は令和5年10月1日から令和9年9月30日まででございます。

この委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りがないよ

うに配慮するとともに、委員のうち保護者である者が含まれるようにしなければならないとなっているため、この方は保護者枠での任命をお願いしています。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） 学校教育課長、丁寧な説明ありがとうございました。ただいまの学校教育課長の説明に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので討論は省略したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方のご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決し同意することと決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前10時40分

令和5年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月6日(一般質問)

令和5年 第3回 定例会 会議録

日時 令和5年9月6日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	花田篤
住民課長	有隅哲哉	健康課長	村瀬菊子
福祉課長	平山智久	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	城戸勝範
学校教育課長	田中久善	こども育成課長	有隅伸
社会教育課長	藤幸三	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
主事	黒瀬友宏		

開会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） 皆様おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

また、申し上げておきますが、今定例会よりライブ配信を一時停止しておりますので申し上げます。

それでは、傍聴にこられました皆様には感謝申し上げます。傍聴の際は皆様に配付しております、一般質問通告書一覧1ページの注意事項を熟読されまして、御協力いただきますようお願いいたします。

本日は、広報ささぐり担当者の写真撮影を許可いたしております。

それでは、日程第1，一般質問を行います。

質問者は7名でございます。質問時間は申合せにより、答弁を除き1人30分以内といたします。この際、議員の皆様は議事進行に際してのお願いを申し上げます。質問議員も答弁者も言葉遣いに気をつけるよう求めます。発言内容を精査して小職において処置いたします。御協力をお願いいたします。

それでは順次質問を許可いたします。

質問順位1番、吉本文枝議員どうぞ。

○議員（吉本 文枝） おはようございます。

議席番号3番、公明党、吉本文枝でございます。

通告に従い「带状疱疹予防ワクチン接種の助成を」。これは町民の方とお話をする中で、「带状疱疹予防接種ワクチンをかかりつけの医者に勧められた。知人から後遺症の話も聞いていて不安だったので、予防接種を受けたいと思ったが、高額だったので諦めた。何とかならないか」との御相談を受けました。

そこで勇退された田辺議員が、3月議会で取上げられました「带状疱疹予防ワクチンの接種助成を」について進捗状況を伺います。

带状疱疹は、子どもの頃に水疱瘡にかかり、加齢やストレス・疲労などにより免疫が低下すると、体内に潜んでいたウイルスが再び目覚め、带状疱疹として発症します。日本人の90%以上は、体内にウイルスを保有しているため、ほとんどの方が带状疱疹を発症する可能性があります。発症率は50歳以上で、80歳までに3人に1人がかかり、高齢化により患者も増加しています。带状疱疹を発症した方の20%に痛みが残り、睡眠や日常生活の支障をきたす带状疱疹後神経痛になると言われています。なかには、失明や難聴・顔面麻痺などの重い後遺症に苦しみ、仕事が出来なくなり、生活に支障を来すこともあります。

1人当たりの医療費は、带状疱疹で4万2,638円、带状疱疹後神経痛では12万7,079円。篠栗町の令和5年1月の人口で、50歳以上は1万3,842人。そのうち带状疱疹にかかると思われる推定患者数は150人。带状疱疹後神経痛では30人です。ワクチンを打たなかった場合の医療費は、50歳以上で年間896万8,000円かかります。

带状疱疹予防ワクチンは、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があり、生ワクチンの臨床試験での予防効果は51から70%。徐々に効果は弱まりますが、5年程度有効で費用は1回8,000円程度です。不活化ワクチンは90から97%と予防効果は高く、10年以上有効ですが2回接種が必要で計4万4,000円程度かかります。

接種希望者にとって、全額自己負担では、接種を躊躇するほど高額です。ワクチン助成にかかる費用は、接種率や助成の出し方でも変わりますが、50歳以上の1%の方に半額助成すると約166万円で済みます。さきに述べたワクチンを打たなかった場合の医療費は、毎年896万8,000円かかりますので医療費削減にもなります。

3月議会後、篠栗町ではいち早く带状疱疹の周知をしてくださっておりますし、ご相談された方以外にも躊躇している方がいらっしゃると思います。医療費削減と、町民の健康を守るという観点から、接種希望者の後押しとして、带状疱疹予防ワクチン接種費の助成を進めるべきと考えます。3月議会以後の進捗状況と、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの質問に対し、答弁を求めます、三浦町長。

どうぞ。

○町長（三浦 正） おはようございます。ただいまは、吉本議員から、1問目の質問「带状疱疹予防ワクチンの助成について」をいただきました。

まず、3月議会後の進捗状況につきましては、篠栗町といたしましても、带状疱疹の予防には、ワクチン接種が有効であることから、ワクチン接種の効果について、ホームページ等で住民に周知を行ってきたところでございます。

先ほど議員がおっしゃいましたように、带状疱疹予防ワクチン接種の目的は、带状疱疹の発症率を低減させ、重症化を予防することです。また、医療費の削減に一定の効果が見込めると考えております。

県内において、既に带状疱疹予防ワクチンに対する助成を行っている自治体は、太宰府市と朝倉市、大野城市でございまして、糟屋地区で実施している自治体はご

ざいませんが、町長会でも、会議のたびに、この件について意見交換をして実施に向けて協議をしているところでございます。

帯状疱疹は50歳以上から80歳までに3人に1人が発症すると言われ、中には、顔面神経痛・失明・難聴などの合併症を引き起こす恐れもあり、町民の健康を守るためにも、今後も、国の動向を注視しながら、引き続き助成について検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議員（荒牧 泰範） ただいまの答弁に対して、再質問ございますか。

はいどうぞ。

○議員（吉本 文枝） ありがとうございます。前向きな御提案、御検討をよろしく申し上げます。次の質問に移ります。

○議長（荒牧 泰範） すいません。一問一答ですので、再質問がない場合は「ございません。」とだけ言っていただけますか。

○議員（吉本 文枝） ございません。

○議長（荒牧 泰範） では、次に移ってください。

○議員（吉本 文枝） はい、二つ目の質問に移ります。「誰1人取り残されない社会を」、視覚障がい者の情報取得について町の取り組みと見解を伺います。全ての障がい者の方が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、尊重し合いながら共生する社会を目指し、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が2022年5月に施行されました。これは、障がい者が障がい者でないものと、同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする、ということです。

視覚障がいのある知人が、「印刷物などを当たり前で自身で読みたい。時々大事な通知も分からなくなる。でも、見えないから仕方がない。」と言われたことがありました。今回は、視覚障がい者の方の情報取得について5点伺います。

1、篠栗町の視覚障がい者の方の人数は。

2、その内、一人暮らしの視覚障がい者の方の人数は。

3、病気など年齢を重ねてから視覚障がい者となった方は、点字が読めない方もいます。その方への公的な通知等どのような工夫がなされていますか。

4、篠栗町においても、選挙の入場（整理）券・保険・水道公共料金など公的な通知や町の情報がたくさん詰まった広報紙など、音声コード〔ユニボイス〕を取り入れてはいかがでしょうか。

5、命に関わる情報について、誰1人取り残されないデジタル化を進めていくために音声で聴くハザードマップの推進をしてはいかがでしょうか。

町長のお考えをお聞かせください。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、吉本議員の2問目の質問について項目別に答弁を
てまいります。

まず一つ目と二つ目の質問、「視覚障がい者の人数について」は81人で、「そ
のうちひとり暮らしの方」は26人でございます。

次に、三つ目の質問、「公的な通知等の工夫」につきましては、点字を読める
方・読めない方を含め十分な対応が現在出来ていないというふうに思っているところ
でございます。なお、窓口においては、係員による文書の読み上げや外出などの
対応、身体障害者手帳の等級に応じて、買物や通院の同行・家事援助などの福祉サ
ービスの提供、視覚障がい者用拡大読書器や、ポータブルレコーダーなどの情報・
意思疎通支援用具の給付などを行っているところでございます。

次に、4つ目の質問、「音声コード〔ユニボイス〕を取り入れてはどうか」につ
きましては音声コード〔ユニボイス〕は文字情報を2次元コードに変換したもので、
無料の専用アプリを使ってスマートフォンで読み取ると、その内容を音声で聞くこ
とができるもので、視覚障がいのある方だけでなく、小さい文字が見えづらい高齢
者にも情報を届けることが可能となるものでございます。また、広報紙や通知は、
通常文字情報で提供されていますが、音声コードを取り入れることで、視覚障がい
者の方々も情報へのアクセスが容易に行えることとなります。令和5年8月末現在
でございますが、福岡市をはじめ399の自治体がユニボイスの導入を行っており
まして、本町におきましてもホームページの新着情報など、音声による読み上げを
ユニボイスで行っているところでございます。

また、現在は町のボランティアの方々により、広報ささぐりの全ページを読み上
げ、CDにしたものを視覚障がい者の方々に配布を行い、行政情報をお伝えできる
環境を構築しているところでございます。今後はユニボイスをDX推進の一環と捉
え、町からの通知や様々な情報などアクセス方法の多様化を進めるとともに、福祉
面での活用のみならず、観光面や、増加が予想される外国人就労者への行政情報提
供など、様々な可能性を検証すべく、庁内での協議を活発化させてまいりたいと考
えております。

最後に、5番目の質問「音声で聞くハザードマップの推進をしてはどうか」につ
きましては、現在町で作成していますハザードマップ“篠栗町防災マップ”は、音

声化に対応が出来ておりませんが、“国土交通省のハザードマップポータルサイト”にて、今年度から災害リスク情報が自動的に文字で表示される新機能が追加され、視覚障がい者の方でも音声読み上げソフトを利用すれば、スマートフォンやパソコンで容易に災害リスクを把握できるようになりました。同サイトでは、篠栗町の浸水想定地域や、土砂災害警戒区域等の情報が掲載されておりまして、町の災害リスク情報を音声に変換することが可能となったところでございます。

また、町では、本年6月から“防災情報テレフォンサービス”を開始しております。避難指示などの避難情報のほか、防災無線にて発信する町からの情報を家の固定電話やファックスなどに、音声情報や文字情報にて配信するもので、障がい者の方々にも御活用いただけるものと考えております。

今後におきましては、議員が冒頭に言われました、令和4年5月に公布施行されました、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律、いわゆる『障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法』の目的達成に向けて、庁内各部署、関係機関や事業所等と連携をとりながら、障がいを持つ方々が必要とする情報を取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることが出来、全ての方が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の推進に努めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの答弁に対し、再質問ございますか。

○議員（吉本 文枝） 御答弁いただきましたので終わります。

○議長（荒牧 泰範） 申し訳ございません。私の周知が足らなかったと思うんですが、複数質問の場合は、再質問のある場合は手を挙げていただき、ない場合は終結の宣言をしていただき次に移ります。「2問目に移ります」「3問目に移ります」という表現でお願いいたします。申し訳ありません、私の周知が足りませんでした。では、次の質問どうぞ。

○議員（吉本 文枝） 最後の質問に移ります。「子どもの命を守る放課後児童クラブに」、私は3月まで放課後児童支援員をしていましたので支援員の皆様の御苦労はよく分かります。また、放課後児童クラブは利用者である児童にとって異年齢児との交流や屋外遊びなど様々な経験ができる、とても大事な時間であると認識しております。だからこそ、大切な子どもたちの健全で安心安全な居場所づくりは、保護者の安心でもあり、篠栗町は今以上に子育てしやすいまちになると思います。

先日、篠栗校区の支援員さんから「子どもの数が多く安全面に不安を感じている。」とお聞きしました。また、「北勢門幼稚園はあのまま学童が使うの」と素朴

な質問が子どもたちから寄せられました。

さらなる安心安全な居場所、子どもの命を守る放課後児童クラブへの向上が必要と考えます。そこで、2点伺います。

1、放課後児童クラブに求められる機能と施設・設備に関する見解を伺います。

2、第7次篠栗町総合計画「6、夢を持ち、健やかな子どもの笑顔を育むまちに」の中に「放課後児童クラブなどの受け入れ体制の強化に向けた施設整備や既存施設の活用などを検討します」とあります。進捗状況を伺います。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） おはようございます。

吉本議員の「子どもの命を守る放課後児童クラブに」の御質問「1、放課後児童クラブに求められる機能と施設設備に関する見解」にお答えいたします。

放課後児童健全育成事業は、保育が必要な子どもに、放課後の時間帯において、子どもに適切な遊び及び生活の場を提供し、子どもの遊び及び生活を支援することを通して、その子どもの健全育成を図ることを目的とする事業でございます。

放課後児童クラブの機能と施設・設備に関しては、主に篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び厚生労働省の放課後児童クラブ運営指針に基づいております。支援単位の規模、専用面積支援員の配置等の最低基準が設けられており、その基準を遵守し向上させるよう努めております。

次に2つ目の、放課後児童クラブなどの受け入れ体制の強化に向けた施設・設備や既存施設の活用検討の進捗状況について、お答えいたします。

篠栗校区につきましては、やまばと児童館近くの空き家を利用し、放課後児童クラブ室として準備する方針で検討中でございます。

勢門校区につきましては、たけのこ児童館に隣接する幼児プールを解体し、令和6年度に、放課後児童クラブ施設の整備を予定しております。

また、旧北勢門幼稚園を、全校区対応可能な放課後児童クラブ施設として整備し、定員の増加を図る計画につきましては、施設・整備及び制度などに関して調査を進めているところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの答弁に対して再質問ございますか。

はいどうぞ。

○議員（吉本 文枝） 御答弁いただきましたので、これで終わります。

○議長（荒牧 泰範） 「終わります」と一言いただければ結構でございます。

どうぞ自席へお戻りください。

次の質問順位に移ります。

質問順位 2 番、古屋宏治議員。

○議員（古屋 宏治） 議席番号 8 番、古屋宏治でございます。

本日は、「用途地域の変更による地域住民の利便性を」について質問いたします。

まず、用途地域とは、まちづくりに関する建物のルールで、13種類の用途に分かれ、篠栗町ではそのうち9つの用途に指定されております。大きくは、住居系、商業系、工業系の3つの用途地域に分かれており、用途地域を定める目的は、暮らしやすいまちづくりのためであります。制限の中では、建築できる建物や施設の種類・建物の建ぺい率・容積率・建物の高さなどのルールが規制されており、用途地域を定めておくことで、閑静な住宅街の中に、大きな工場や娯楽施設ができるなど、暮らしにくくなることを防いであります。

篠栗町では、昭和45年に、都市計画区域が決定され、本町の面積は3,893ヘクタール、都市計画区域には1,138ヘクタールが指定されており、そのうち454ヘクタールが市街化区域に、684ヘクタールが市街化調整区域に指定されてあります。わが町の住居系の用途区域ではびっしりと住宅が張りついております。

現在、買物ができるスーパー等のある立地としては、県道607号福岡篠栗線沿いの商業地域、近隣商業地域、準工業地域、第1種住居地域にあり、昨年4月に和田地区の一部が市街化区域に編入され、3,000平方メートル以下の店舗が建てられる地域が出来ました。

今、車社会であり、車での買物をされる方は問題ありませんが、少しの食材の買物やちょっとした買い忘れの品を買いたくても近くにお店がなければ、その地域の住民の方々は大変不便であります。また何より1番は、高齢者や車の運転をされない方にとっては、近くに買物ができるスーパー等がないことは大変大きな問題であります。我が町でも、用途地域によっては、その制限によりスーパー等の店舗の建築が難しい不便な地域があり、その地域住民の方々は買物に困っていらっしゃいます。篠栗町では、まだまだ住宅の需要が増加しており規制緩和の環境整備により、町全体のにぎわいも出てくるものと思われまます。

現在、「篠栗町都市計画マスタープラン」の見直し中であると思っております。マスタープランなどの上位計画に則することが前提ではありますが、地域の活性化、利便性の向上、また、時代のニーズに合った用途も考えるべきと思ひ、以下の質問をい

たします。

1、都市計画区域内において、地域の実情や具体的な開発計画がある場合に、用途地域を変更することは可能か。

2、現在見直し中である「篠栗町都市計画マスタープラン」との整合性が必要であると思うが用途地域の変更は別途協議が可能か。

3、用途地域の変更の可否の決定、並びに手続方法は。

4、用途地域を変更することにより固定資産税の変動はあるか。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長（荒牧 泰範） 古屋議員。小職より前もって、本会議場で読まれる文章を一般質問通告書に記入していただくようお願いしておりましたが、まるっと違う、最後の質問だけが合っていますが、次回から、そのまま読まれる文書を通告していただきますようによろしくお願ひ申し上げます。町長それをもって通告書と違いますがお答えいただけますか。最後の部分が合致しているんで可能かと思ひますがよろしいですか。

○町長（三浦 正） はい。

○議長（荒牧 泰範） はいどうぞ、三浦町長。

○町長（三浦 正） 古屋議員の「用途地域の変更による地域住民の利便性を」について、私からまず冒頭申し上げます。

用途地域制度は都市の健全な発展と秩序ある整備を図り良好な都市環境を形成することを目的として、土地利用の現況や動向及び将来の土地利用の方向を踏まえて、それぞれの地域における土地利用に対して用途・形態・密度の配分等に関する一定の規則を定め、建築基準法等、各種個別法の規定と相まって、良好な市街地の形成と、住居・商業・業務・工業等の諸機能を適切な配置を誘導しようとするものでございます。この役割から、都市計画制度の基本的かつ根本的な制度であると言えます。

ただいま古屋議員からは具体的に4つの項目について御質問をいただきました。まず、各項目につきましては、所管課であります都市整備課長からお答えいたします。よろしくお願ひします。

○議長（荒牧 泰範） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） それでは、古屋議員の「用途地域の変更による地域住民の利便性を」についての各御質問にお答えいたします。

まず1番目の「都市計画区域において地域の実情や具体的な開発計画がある場合

に用途地域を変更することは可能か」及び2番目の「現在見直し中であるマスタープランとの整合性が必要であると思うが、別途協議が可能か」このことにつきましては、住居系用途地域におきまして、日用品店舗などの立地誘導を図るための用途地域の変更については可能であると判断いたします。その際には、建物の用途別の分布状況、敷地規模の分布状況、建ぺい率・容積率の分布状況、道路交通施設等の整備・配置状況、隣接用途地域の関係、市街地の動向及び具体的な開発計画の各要素について、整合を図っていくことが必要であると考えます。なお、同じ住居系用途地域における同じ用途の緩和の変更である場合につきましては、都市計画マスタープラン上での整合は図られているものと思われまます。また、計画の具体性につきましては、開発の事前協議を行っていただく必要があると考えます。

3番目の「用途地域の変更の可否の決定並びに手続方法は」につきましては、計画的な開発事業が実施されることが確実な場合におきまして、変更の協議及び手続を行うこととなりますが、その際には、同時に目的に合わせた地区計画をあわせて設定することになると考えます。用途地域の変更及び地区計画の決定につきましては、町決定ではありますが、県との協議や縦覧の手続は必要であり、最終的には、篠栗町都市計画審議会の審議を経た上で、法定協議を行い、県からの回答をもって正式に告示し、変更及び決定することとなります。

最後に4番目の「用途地域の変更により固定資産税等の変動はあるか」の御質問にお答えします。固定資産税とは、正常な条件下に成立する取引価格すなわち客観的な交換価値をもって適正な時価を算出し、それをもって評価されております。したがって、質問中にございました、和田地区のように市街化調整区域から市街化区域に用途変更を行いますと、建築制限等が緩和されることになり土地の価格の上昇とともに固定資産税も上昇するものと考えられます。

また、周辺も同様に店舗の建築等により利便性が向上する状況がございました場合には、それに伴う土地の価格に反映されることとなり固定資産税が上昇することが見込まれます。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） はい。ただいまの答弁に再質問ございますか。

はい、古屋議員。

○議員（古屋 宏治） 今回の課長の答弁の中に、地区計画に合わせて設定することになるということがございますけども、例えば、その地区計画というのは、その計画地があって周りに道が囲んであったとしたら、その1ブロックを地区計画を張るの

か、それとも、その計画地1ブロック中の計画地だけに対して地区計画を張るのかというのを、ちょっと教えていただけますか。

○議長（荒牧 泰範） 都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） はい。計画の開発区域のエリアでおおむね設定することになると考えております。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

○議員（古屋 宏治） はい、以上で終わります。

○議長（荒牧 泰範） 次の質問者に移ります。

質問順位3番、浦野雅幸議員。

○議員（浦野 雅幸） 皆様、おはようございます。

議席番号2番、浦野雅幸でございます。よろしく申し上げます。

最近、ニュースなどで「数十年に1度」や「これまでに経験したことがない」という言葉をよく耳にするところでございます。7月には九州北部で記録的な大雨と大規模な浸水被害が発生しました。その後も度々豪雨や台風が発生し、不安な思いをされた方も多いと考えます。幸い篠栗町では大きな被害はありませんでしたが、平時より防災・減災対策を行い、常に準備をしていくことが必要ではないでしょうか。これからは台風のシーズンでもあり、池の端区の方はより不安だと考えるところでございます。そこで、6月の定例議会において、一般質問させていただいた池の端区の強風被害の対応について進捗状況の確認をさせていただきたいと思っております。

1点目、今後の対応について6月の時点では業者の方と現地調査や、可能な対策、費用計算を行っており区の方と協議し進めていくとのことでした。その後の進捗状況の説明をお願いします。

2点目に、まだほかにも被害を受けている方がいるのではないかと。ヒアリングが必要ではないかと。についての回答で、ほかの課題も含め継続的な地元協議を行い意見や要望を聞くとのことでした。その後、地元協議は開催され、ヒアリング等は行われているのでしょうか。

3点目、因果関係についての回答で、伐採時に風が強くなるのではないかと懸念をいただいていた。議事録にはないが、対応する約束もしているようだとのことでした。これは誰と誰の約束で、どのような約束をされているのか説明をお願いします。

今回の、強風被害に関して独自に調査を行う過程で、池の端区長の要望書にある伐採された九州大学の演習林が、北地区産業団地の開発計画では残置森林とされて

いることが分かりました。残置森林とは、開発による周辺環境への影響を緩和するために、現状のまま保全する場所と認識しております。

そこで4点目に、「残置森林とは何か」その定義と目的について詳しい説明をお願いします。その残置森林がなぜ伐採されたのでしょうか、その経緯について説明をお願いします。また、ほかにも同様に、残置森林が伐採されている場所がないのかの確認もお願いします。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 浦野議員の「池の端地区の強風被害対応の進捗状況と残置森林伐採の経緯を問う」についてお答えいたします。

6月議会において浦野議員から、地域住民の御意見を踏まえた御指摘をいただいた以降、担当課において真摯に対応を検討し、池の端区長とも協議を重ねて今に至ったところでございます。

どうもありがとうございました。

町といたしましても、できるだけ早急に対応しているところでございますが、まず、御質問いただいた4つの項目についてお答えいたします。

一つ目の質問の「今後の対応については、6月の時点では業者の方と現地調査や可能な対策費用計算等を行っており区の方と協議し進めていくとのこと、その後の進捗状況を尋ねる」との御質問でございます。その後の進捗でございますが、6月22日に再度業者等と検討を行い、7月19日に池の端区長と住民の方々に現状の状況を報告し意見交換を行いました。それらを踏まえて、本定例会に暴風壁及び植栽に係る補正予算案を提出しておりますので、詳細な説明は、予算特別委員会で行いたいと思っております。

二つ目の質問の、「またほかにも被害を受けている方がいらっしゃるのではないか。ヒアリングが必要ではないか、についての回答で、他の課題も含め、継続的な地元協議を行い意見や要望を聞くということだと、その後の地元協議が開催されてヒアリング等は行われているのか尋ねる」という御質問でございました。当該地域の3軒から風害相談を受けており、7月19日に池の端区長同席のもと意見交換を行っております。

三つ目の質問の、「因果関係についての回答で、伐採時に風が強くなるのではないかと懸念をいただいていた。議事録にはないが対応の約束もしているようだ、と

のことで、これは誰と誰の約束でどのような約束をされているのか尋ねる。」という御質問でございますが、平成30年4月24日に開催されました篠栗北地区産業団地開発事業に伴う工事説明会において、参加された住民の方から風害に対する懸念のお声があり、町としても追加の植樹等を行うなど適宜対応していきたい旨の回答をしております。

四つ目の質問の「残置森林とは何か、その定義と目的について詳しい説明を求める。その残置森林がなぜ伐採されたのかその経緯について説明を求める。またほかにも同様に残置森林が伐採されている場所がないか、の確認も願う」との質問でございますが、まず、残置森林とは、開発行為による周辺自然環境への環境の変化を緩和させることを目的として配置されます。

次に、伐採の経緯でございますが、近隣の住民の方から日光遮断や枝葉飛来の相談がありましたので、協議の結果少し間を切りました、間伐をしたわけでございます、その後、台風による樹木が折れる等の被害が発生しました。この場所にある木々は標準伐採適齢期を超えている成長した杉でございましたので、今後近隣民家や県道及び電線に倒木する被害が出る恐れがあったため伐採いたしました。

その後、福岡県から、篠栗北地区産業団地開発行為にあたっては25%の残置森林を残すことを前提に許可したと確認している。今回の池の端地区隣接の残置森林伐採については、諸処の事由があったにせよ今後は植栽により元の形状に戻すべしとの指摘を受けたところでございます。

最後に、「ほかにも同様の残置森林が伐採されている場所がないかの確認を」ということでございますが、事業用地6西側の荒れた竹林を一部伐採しております。今後も、造成から年数も経過していく中で、倒木予測も踏まえ、危険か所がある場合には、県とも協議をしながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの答弁に対して再質問ございますか。

はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） ありがとうございます。残置森林伐採についてのところで再質問させていただきたいと思っております。

伐採の担当課はどこになって、どのくらいの費用がかかっていたのでしょうか。答えられますでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） お答えできますか。

どなたが答弁なさいますでしょうか。

はい、産業観光課長。

○産業観光課長（松熊 大） 当該地区の伐採につきましては産業観光課のほうで実施いたしております。令和2年10月に実施いたしましてその委託料が87万6,700円でございます。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） はい、ありがとうございます。それでは最終的に許可したのはどこになるんですか。どちらの課というか、責任者というのは。

○議長（荒牧 泰範） はい、町長。

○町長（三浦 正） 伐採を許可したのは、という意味でしょうか。

当然のことながら、最終的な責任は、私にあるわけでございますので、起案上での許可であったり、口頭での許可であったりして、あるいは事後の報告であったりすることもありますけれども、様々な事業において、そういう対応をしております。

その一環でございます。

○議長（荒牧 泰範） はい、再質問ございますか。

はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） その時に、恐らくこの風が強くなって、被害が出るのではないかという懸念みたいなものはなかったんですか。

○議長（荒牧 泰範） 町長、申し訳ございませんが、その、答弁の中で、この伐採は地元住民から、ということだというふうに読み取れるので、それであればちょっと質問と答弁が食い違うんです。そこをはっきりさせてもらえますか。

○町長（三浦 正） 答弁の中で、最初申し上げましたように、いろいろ、1番最初、もう少し間をとりましたという話で、地元の協議等が進みまして、残置の中の木を少し切りました。で、隙間があいたんですよ、それで風が出てきたりして落ち葉が…、今後折れるかもしれないし、それが架線にあたって被害が出るかもしれないということで、一応全部切るという形にしたわけですが、結果的に見れば、私どもがその都度やっぱり県としっかりと協議して、これは切っているものかどうかということ、あるいは切った際に同時に少し小さいものを植えていきながら、次の植栽が成長する段階でどうするかというようなことを、細かく協議をしなければいけなかったことは、充分反省しなければいけないというふうに思っておりますが、当時はそういうことで地元と協議していく中で、「やはり切ってほしい」「じ

やあ切りましょう」というような、やりとりの中で対応したものでございます。最終的には、倒木によって架線が切れたり、屋根が壊れたりというようなこともあるかもしれないということで、全部切ったという経緯がございました。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） ということは、最初はこのもともとあったその林のうちの、何本かというか、隙間をとるような作業を一回されたということですよ。で、それでもなお、今後、風の影響なりで倒木の可能性があるよということで、最終的には、段階的にでしようけども、切ってしまったということで…。

○議長（荒牧 泰範） はい、町長。

○町長（三浦 正） 当時の事跡をもう一度確認しなければいけませんけれども、最初少し切ったのは事実でございまして、それによって、次の結果として、ちょっと切ってもらったけども「逆に風が強くなったなあ」とか、「葉っぱが飛んでくるようになったなあ」とかいう、個別の事情があって、いろいろ、最終的には「じゃ切りましょう」みたいな話に、いろんな都度都度のやりとりの中で、地元と協議してもらったと思っております。詳しい内容については、また、そのときの報告をもう一度見直して、また機会を別にとって、しっかり報告したいと思えます。

○議長（荒牧 泰範） はい、再質問、浦野議員どうぞ。

○議員（浦野 雅幸） それでは、残置森林であるという部分は、認識はあったんですよ。その保全として残しておかなければならないという場所を切るということに懸念というか問題はなかったんですか。

○議長（荒牧 泰範） はい、町長。

○町長（三浦 正） 私の答弁の中で申し上げましたが、これについては、いわゆる開発行為における残置森林という場所でもあることですから、ここの森林を切ることについては、県の許可が要るものでございました。それを失念しておったということは大いに反省する点がございます。それを受けて、県からもここはしっかりと元の形に戻してもらわないと困るよ、ということをして7月等に私どものほうに指示をいただいておりますので、これもあわせて9月の補正予算に上程をしているところでございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） 何回も申し訳ありません。残置森林は切ってはいけないとい

う認識はあったんだけど、切ってしまったと、ということですかね。

○議長（荒牧 泰範） 町長。

○町長（三浦 正） 県の開発行為におけるパーセントを確保するための残置森林というものは残しておかなければいけなかったわけですがけれども、それについては失念をしておりました。残置森林という意味からは、私どもは近隣の皆様方に影響ができるだけ少なくなるようにということで、伐採に至ったという一方ではそういう対応をしたということでございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） はい、最後に、残置森林、結果として全部切ってしまったということだろうとは思いますがけれども、その結果として、因果関係としてははっきりしてないのかもしれませんが、周辺住民の方に被害が出ているということだと思います。そのことについて、補償を是非、進めていただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） はい、町長。

○町長（三浦 正） 今お話のような残置森林を伐採したことによって、因果関係は明確には分からないわけですがけれども、周辺地域の方々が苦慮されてあるということ、池の端区長からも度々要望いただいているわけで、それに対して私どもも今回予算措置して、まずはちょっと、被害を食い止める策をとることを対応しているところでございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問、ございますか。

どうぞ、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） それは、今後の対応というか、暴風壁とか植林とかいうことになろうかと思えますけれども、これまでに、被害を受けられてその補修に使われた費用のことはどうお考えでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） 町長。

○町長（三浦 正） これについてはまた、区長とそれから関係者の皆様方と協議して、どう対応するかは考えなければいけないことかも知れませんが、今のところ私どもが全額、例えば補償するというようなことは考えておりませんし、そういう申出があっているわけではございません。その辺のところは、私どもも実際そういう屋根が飛んだりしているんだなという事実として確認しておりまして、それは今回、暴風壁をしっかりとつくらなければいけないなという予算対応に至ったものでご

ございます。

○議長（荒牧 泰範） はい、再質問ございますか。ございませんか。

はい、次に移ります。

○議員（浦野 雅幸） はい、以上で終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、質問順位 4 番、横山和輝議員。

どうぞ。

○議員（横山 和輝） 議席番号 6 番、横山でございます。

通告に従い質問を行います。今回は 2 項目の質問をいたします。

最初の質問は「完成後の産業団地をめぐる問題と疑問について」です。関係企業と取り交わした企業立地に関する協定書及び土地売買契約書によると、進出企業は、区画の引渡しを受けた後、2 年以内に本件区画における工場等の操業を開始しなければならないと謳われております。しかし、いまだに建設にも着手していない上に、今後のスケジュールの提出もされていないようです。進出企業のこのような契約不履行は、この先町に大きな損害を与えることは明白であることから、企業の撤退を含め、早急に協議を行い、契約書に則り厳しく対応すべきだと考えます。町と関係企業との協議の進捗状況について詳細な説明を求めます。

次に、今年 1 月頃から発生していたとされる産業団地内の法面の大小の崩落についてお尋ねいたします。現地視察を行い、その後合同委員会で関係課長から説明を受けましたが、具体的な対策については、現在検討中との説明を受けています。その後、約 2 か月が経過しておりますが、具体的対応について協議を含め説明してください。

次に、やまやコミュニケーションズの町有地及び国有地の無断使用についてお尋ねします。今年春先から、やまやの操業が始まりましたが、やまやが使用できる駐車スペースに収まりきれない車両が、町のイベント広場や国有地の駐車場を無断使用しています。やまやが使用できる駐車スペースは、約 70 台分などに対し、その倍以上の車両が常時駐車しています。イベント広場及び国有地に整備した駐車場は、町の費用で整備していますが、この駐車場を無償でやまやに使用させているのであれば、これは大きな問題に発展すると思います。この件について、町はどのように考え対応するのか説明してください。また、国有地を整備する際、町と国で誓約書等の決まり事があると思われそうですが、こういった名目で、この国有地を駐車場に整備したのかをお尋ねいたします。

最後に、6 月議会で、やまやとの契約書に記載がありました町の買戻し条項を、

シンジケートローンを受けるために、この項目を削除してほしいとの要望があり、議会もその申出を賛成多数で承認しました。その後令和5年6月28日に、町の買戻し権は解除され、同日、やまやの土地・建物等はシンジケートローンである「工場財団」所有に変更されております。以上の経緯を踏まえて質問を行います。もしやまやの経営状況が悪化し、ローンの返済が出来なくなった場合、当然工場財団はこの工場用地等を処分できることとなりますが、町は既に買戻し権を放棄しているため、介入出来ないと思われれます。このようなケースも想定して、買戻し権を放棄したと考えますが、この場合どのような対策を講じるつもりなのか、説明を求めます。以上です。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの質問に答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、横山議員から「完成後の産業団地をめぐる諸問題について、問題と疑問について」という御質問をいただきました。これまでも度々一般質問や予算特別委員会等で御説明してきたつもりでございますが、御理解いただいてない点を正していただくことは、大変重要であることであると認識しておりますので、できるだけ丁寧に答弁してまいりたいと考えます。項目が多岐にわたっておりますので、各項目についてはまず、まちづくり課長から項目ごとに答弁をいたしますのでよろしくお願い致します。

○議長（荒牧 泰範） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 「完成後の産業団地をめぐる問題と疑問について」の各御質問にお答えさせていただきます。

一つ目の質問の「進出企業の半分の3社に対する町の対応について」の御質問にお答えします。協定条文において、区画の引渡しを受けた後2年以内に本件区画における工場等の操業を開始する。との記載を行っていることから、分科会や随時訪問などを行い、協議を重ねているところでございます。しかしながら、コロナ禍の影響などもあり、現在、建設計画に至っているのは1社。ほかの2社においては、建設計画に至っておらず、3社とも、建設操業はまだしばらく時間を要する状況でございます。議員の言われるとおり、現状、厳しい対応も踏まえ、協議中でございます。各企業の協議履歴などについては後の委員会での提示も求められておりますので、そちらのほうで対応したいと思います。

二つ目の質問の「今年1月頃から発生していたとされる産業団地内の法面の大小の崩壊について現地視察を行い、その後合同委員会で関係課長から説明を受けたが、

具体的な対策については現在検討中だと説明を受けた。その後、約2か月が経過している。具体的対応について協議を含め説明されたい」との御質問にお答えいたします。産業団地の事業用地2の北側法面、地滑り及び西側法面クラックの状況については、合同委員会で報告したとおりでございます。その後の対応といたしましては、業者にて現地確認を行い、その報告内容にて、基礎調査を早急に行い、調査結果をもとに、工事設計、工事施工を行う予定でございます。今回の定例会に、調査委託料の補正予算を提出しておりますので、詳細な説明は、予算特別委員会で行います。なお、業者にて産業団地全体の現地確認を行った結果、確認時においては他での被害はありませんでした。

三つ目の質問の「株式会社やまやコミュニケーションズの町有地及び国有地の無断使用について」の御質問にお答えいたします。この町有地及び国有地は、やまや敷地と一体的に昨年度整備を行ったものです。現状は駐車場の形態をしておりますが、イベント時等は敷地全体としても利用可能とするためのものがございます。これは、篠栗北地区産業団地を単なる食品産業団地で終わらせず、町と進出企業が連携を図り内外からの来訪者が楽しんでもらえる、新たな観光場所ともなるような仕掛けづくりの一つであり、通常時は米の山の対となる町一望の景観を楽しんでいただき、中央に並木を配し憩いともなるよう、昨年、議会の議決を得て整備をいたしました。現状といたしましては、議員が言われる状況でもありましたので、8月17日に、やまや本部長に来庁いただき御指導を行っている次第でございます。

次に、国との誓約書等についてでございます。町の共有用地も含め、篠栗町のにぎわいの場として産業団地を利用していきたいと考えており、隣接する当該国有地を、産業団地の来訪者用の駐車場用地として申請を行い、令和4年10月13日付けで、国道事務所から無償での許可証をいただいております。

最後に、買戻権の解除についてですが、この企業は既に売買代金を完納し、本社移転も完了、既に稼働している状況のものでございます。さらに財団登記により所有権移転等は出来ない厳しい条件に移行するものでもありました。また、この地区は、都市計画法第12条の4により、地区計画が張られており、食品関連の機能を有する工場等の使用しか出来ません。よって、土地売買契約が成立した時点において、町の初期の目標、こちらは達成されていると考えております。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、横山議員どうぞ。

○議員（横山 和輝） まず、未進出企業のことからお尋ねいたしますが、現状としましては3企業まだ何も決まっていませんけれども、今先ほど答弁だと協議を進めていますと言ってますけれども、もう今現在2年半ぐらい経ってます、引渡してから、つまりもう、契約違反しているんですね、契約不履行の状態、そしてさらにですね、協議を進めていると言いますがけれども工程表すら出せない。また、2年たってもう違反しているにもかかわらず、3社とも例えば弁明の書類とか、弁明の文章とか、そういったものもないというのを、先の合同委員会で説明を受けました。そういった状況の中で、やはり、もう篠栗町も大いにこれ不利益を得るわけですよ。そりゃあ、水道料金だって、もともと使う予定だったのに使えない。それでしたら契約書にのっとって、もう町は買戻して、2割違約金としてもらいますのでね。そして新しく進出企業を探すと。そうしたほうがよろしいんじゃないでしょうか。今の答弁だと3社ともいつ建てるかなんて全く分かってない状況だというような答弁でしたので、その点についていかがでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 今、担当課の答弁ではそういうふうに申し上げましたが、_____もう少し踏み込んだやりとりもしている企業もございまして、一つの企業はそれも先週、先日、社長と久山でお会いしたんですけれども、一応来年度に計画をつくる、その次の年に工場を建設するという計画でいるので、もうしばらく待ってくれということでお話をいただいたところでございます。

その他の二つの会社の社長については、今、議員が懸念されているような、なかなかめどが立たないという状況でもありますので、今、議員が言われたようなことも一つの選択肢ではございますが、新たな転売先、あるいは売却等々も含めて、私どものほうも、目指すところは、早く工場が建って操業されることの1点であろうかと思っておりますので、鋭意努力をしているところでございます。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員どうぞ。

○議員（横山 和輝） 今町長が言っていることはですよ。_____ただ町の対応としては、そういったことではなくて、それこそ町に呼んで、きちんと記録に残るように協議をして、また協定書を結ぶなり、そういったことをするべきではないでしょうか。今の町長の答弁だと、町長自身と社長が話し合いを行ってます、場合によっては、これちょっと取り消されるか分からないですけども、密談と取られるような言い方をされてますので、そうではなくてきちんと記録が残るような、もし、まだ来る気があるというならですね。

じゃないと、私から言ったら、もう今までの答弁からいうと、来る気がないんじゃないかと思います。そういうことを思われるようではなくて、きちんと町がそういった対応を、とっていつてもらいたいと思いますけれども、そういうことは、今後ともきちんとできるんでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） はい、町長。

○町長（三浦 正） 密談と捉えられたのは非常に心外でございますけれども、課長という立場から自分からは口頭で言えないわけで、私と課長、初め2人、会社に行きまして、向こうも社長と関係部長と3人で、話し合っただけで今進めているということで、記録については、その事跡もちゃんと取っておりますので、決して密談ではございませんので、お許しいただきたいと思いますが、今はお話のことは重々私も踏まえて、今後対応してまいりたいと思います。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 駐車場の件についてちょっとお尋ねします。答弁では8月17日に、本部長に指導を行っているという答弁がありましたけれども、どうでしょう。今現状、もう私も今朝も見てきましたけれども、いまだに現状変わっておりません。町としてどういった指導を行ったのかですね、まず。言ってみれば、合同委員会では、4月末にも一度、本部長に対して指導を行っているという話がありました。しかし現状何も変わってないわけです。もうまさにやまやの駐車場のよう、町有地を使用しているという状況なんですね。私としては合同委員会でも言いましたけれども、きちっと区切りをつけること。イベント広場とやまや駐車場と、色分けすらしてないわけですから、あれ、町民の方が行ったら分からないですよ。私も資料持っていないと分からないぐらいですよ。どっからどこがやまや駐車場。どっからどこが町の。どっからどこが国有地なんです。そういうことをする予定というのがありますか。

○議長（荒牧 泰範） どなたが答弁されますか。

はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 駐車場に関しまして、またその後の協議を今後続けていく予定ではございます。議員の言われることも合同委員会のときにお聞きしまして、その旨話、その辺を踏まえて、検討していきたいと、検討じゃありません…、協議して進めていきたいと思っております。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員、どうぞ。

○議員（横山 和輝） ちょっと先ほど質問に答えてもらってなかった。こういった指導を行ったのかですね、そこを答えて貰ってよろしいですか。

○議長（荒牧 泰範） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） すいません、失礼しました。指導のほうはですね、当初よりこういった、利用に関しての協定を結ぼうという動きをしておりましたので、町有地・国有地のほうは一般の方の来訪駐車場ですと。そういったところを強く指導していたところでございます。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員、どうぞ。

○議員（横山 和輝） もう、これも確認なんですけれども、それだけ指導を行って、現状の状態だということによろしいですか。

○議長（荒牧 泰範） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 現状の状態ですね、皆さん見られてのとおりだと思います。ただここが、ちょっと答弁のほうでも一部触れましたけども、

また町有地の仕切り等考えて今後検討していくと、いう協議を進めているところでございます。

○議長（荒牧 泰範）

三浦町長。

○町長（三浦 正） 度々、横山議員から御指摘をいただいているように、同社の車が町有地にも駐車しているんじゃないか、ということで私どもも指導しておりますけれども、これにつきましては担当課は、向こうの本部長と対応しているところでございますが、密談ととられないように私が社長に直談判をして、しっかりと対応するように、これから強く申し上げたいと思っております。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 最後にシンジケートローンのところで、質問を行います。答弁では、もし何かあった場合でも地区計画で、食品系団地しか持ってこれないので食品系団地持ってきます、ということなんですけれども、私が心配してるのはそういうことじゃなくて、今まではもし何かあった場合は町が買い戻すことが出来た、買戻して企業誘致することが出来た、町がですね。そういうことが出来たのですけれども、今回こうやって所有権が、工場財団に変わった場合ですよ。何かあった場

合は工場財団の所有になるわけですから、早く他の食品系を持っていきたいとなったときに、町が関与できるのかどうなのかっていうのを質問したかったわけです。そこはどうなのでしょう。

○議長（荒牧 泰範） どなたが答弁されますか。

はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 前回の議会にて、議案をあげていました、権利の放棄、こちらのほうは、土地売買契約書の第13条第3項にて同意とされる買戻特約の登記を、議会の承認を得ることにより停止し抹消登記を行うものでございました。つまり登記表示を抹消するというものでございまして、他の協定、あるいは契約書内にある条項においては、何ら変わらない状況になります。よって協定では所有権移転後についても、町との協定、そういったものを遵守するという部分が含まれているものでございます。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） いや、それは難しいんじゃないんでしょうか、今の答弁だと。所有権は工場財団に変わったわけですよ。で、もし、やまやさんに何かあった場合工場財団のものになるわけですよ。そこの契約書っていうのは、やまやと町の契約書ですよ。ということは、何ら変わらないというふうなのであれば、町と工場財団が、新しく契約書までは言わないですけど、協定書なり覚書なり交わしてないと、それイコールにならないと思うわけですよ。そういうことはされてないんですよ。

○議長（荒牧 泰範） 町長。

○町長（三浦 正） 今議員がおっしゃったことについては、工場財団との契約云々の覚書云々は交わしておりません。これは広く、進出企業が、事業を中断あるいは、やめなければいけない状況になったときには、どの権利者に対しても言えることであらうかと思っております。例えば、工場財団にしたからということではなくて、あるいはほかの事業用地におきましても、抵当権があるわけでございますので、抵当権者のものになって行く、という様なことになって行くわけでございますので、これについては今後、どういう縛りが必要なのかどうか、私どもが求める食品系工業団地が持続して開発できるかどうかということについては、私どもの顧問弁護士にどういう形で縛りが効くかどうかということ、ちょっと勉強させていただきまして、また御報告させていただきたいと思っております。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

- 議員（横山 和輝） はい、ありません。次に行きます。
- 議長（荒牧 泰範） すいません横山議員。申しわけないんですが、開会から1時間過ぎておりますので、2問目に入る前に10分休憩とらせて頂いてよろしいでしょうか。
- 議員（横山 和輝） どうでしょうか。はい、分かりました。
- 議長（荒牧 泰範） よろしいでしょうか。ではすいません、11時25分まで休憩といたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時24分

- 議長（荒牧 泰範） 通告時刻より少々早ようございますが、お揃いでございますので再開いたします。

それでは、横山議員2問目からよろしくお願ひします。

- 議員（横山 和輝） はい、お疲れのところ申し訳ございません。残り一つの質問ですので、よろしくお願ひします。

次の質問、最後の質問は「旧北勢門幼稚園施設の不可解な活用方針について」です。旧北勢門幼稚園を廃園する大きな理由は、利用園児の減少もさることながら、園舎の老朽化にあり、園舎は改修できる状況にないため廃園せざるを得ないと説明を受けました。しかし、6月議会での説明では廃園後の施設を町費で改修し、同じ北勢門校区で学童保育を行っている民間施設に無償で賃貸したいとの説明がありました。議会への説明とは大きな矛盾がありますが説明してください。北勢門校区のすぎのこ児童館では、施設が手狭なため北勢門小学校の空き部屋を一部借受けてると聞いております。旧幼稚園が改修可能ならば、まずは児童館に活用させる方法を考えるべきだと思いますが、見解を求めます。以上です。

- 議長（荒牧 泰範） はい、教育長。
- 教育長（今長谷 寛） 横山議員の「旧勢門幼稚園施設の不可解な活用方針について」の御質問にお答えいたします。

御質問では、旧勢門幼稚園を廃園にする大きな理由は利用園児の減少もさることながら園舎の老朽化にあり、園舎は改修できる状況にないため廃園せざるを得ないと、説明を受けたとなっております。令和2年7月8日開催の第3回臨時会で、文教厚生常任委員会、それから予算特別委員会後に、今後の幼稚園の在り方についての報告の中で、北勢門幼稚園の廃園理由としては園児利用の減少に加え北勢門幼稚園は3園の中で建築年度が最も古く老朽化が進んでおり、幼稚園や認定こども園と

して維持していくには早急な園舎の更新計画等が必要となることと、保育施設に必要な給食調理場などの建設スペース、あるいは利用者や職員の十分な駐車場の確保が困難な状況であること、として報告しています。園舎は改修できる状況にはないわけではなく、施設として維持を継続しようとするならば、その用途に応じた修繕・方針・改修計画などが必要である、とお伝えしたものでございます。

次の御質問についてでございますが、北勢門小学校区においては長期休暇期間に実施する拡大放課後児童クラブのクラブ室として、北勢門小学校の教室を利用しています。文部科学省と厚生労働省から発出された、新放課後子ども総合プランにおいては、放課後児童クラブについて学校施設の活用が推奨されております。

旧北勢門小幼稚園の利用につきましては、あすなろ学童の移転により子どもたちの生活環境の改善が図られること、また、全校区対応の放課後児童クラブであることから、北勢門小学校区のみならず、ほかの小学校区の待機児童解消につながることで、あすなろ保育園での保育定員の増加が見込まれることが期待できると考えております。以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

横山議員。

○議員（横山 和輝） 先ほどの答弁では、改修はできると、できるけれども老朽化が進んでそれなりの改修費はかかると思われるような答弁でしたけれども、そこで一つお尋ねいたします。改修できるのは分かりました。なぜ、町が改修して、恐らく改修するとなれば数千万かかるんじゃないんでしょうか。少なく見積もってもですね、それを町の町費で使って、それをなぜ無償で貸し出すと…。

その無償で貸し出す意味は何ですか。

○議長（荒牧 泰範） 教育長。

○教育長（今長谷 寛） お答えいたします。まずもって今学童保育園の待機児童が、今後増加するということが、現在今保育を受けている未満児（3歳児4歳児5歳児）の状況から見ても十分考えられます。それに伴いまして、放課後児童クラブのニーズが多くなると、待機児童が増えるということ考えた場合に、町として、子どもたちの学童保育放課後児童クラブを準備しておくことは十分使命であるというふうに考えた上で、現在全校区で受け入れることができる民間施設であるあすなろ放課後クラブに、ぜひともその任をまかせて待機児童を解消する、子どもたちの安全安心を保持する、というところで今考えているところでございます。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） その答弁だと、私が聞いている改修する理由になってないと思うわけですよ。あそこで改修する意味は何ですかと私は聞いてるんです。それは土地を貸せばいいじゃないですか。それ改修は民間がすればいいじゃないですか。今、教育長は行おうとしていることを言い方を変えれば、民間企業の利益を、町が、便宜を図ってるようなもんですよ。町が町費出すんですよ、経営は向こうがするんですよ、どうぞ使ってくださいと。もうこっちで全部改修しましたので。そんなことを教育長が、率先してやってるんですか。そもそも、これどういった経緯でこういう話になったか、私はちょっと知りませんので、そこをちょっと聞きたいんですけども。これは町側が提案して、言ってみれば、その指定の民間企業に話を持ってきたのか、それとも、民間企業からそういった話が町に来たのか、これどちらですか。

○議長（荒牧 泰範） 教育長。

○教育長（今長谷 寛） はい、お答えいたします。今先ほど答弁いたしましたように、現在各校区における待機児童の状況を考えたときに、町として早急に将来に向けて、学童保育の施設を準備しなきゃいけないと言ったときに、この改修をすることによって、全面的に今現在において速やかに、子どもたちの学童・放課後児童クラブの施設として実施できる施設が、現在北勢門校区に存在するところでの案と、実際に今保育を受けている子どもたちの環境がよくないという両方の意見を鑑みて、町とそれから、施設・所有者の両方の意見を、相入れてこの案を提案している状況でございます。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 何度も申し上げて申し訳ないんですけども、改修する意味は何ですかと私は聞いてるんです。その話からいうと改修しなくていいじゃないですか。場所を提供すればいいじゃないですか。それで必要なら民間の企業が改修すればいいわけですから、仮に町が改修して民間に渡すというなら、改修費じゃないですね、賃貸料取らないかん。そうじゃないですか。町が全部面倒見て、全部つくり上げて、ただ、「はいどうぞ」で渡すっていうのは、それはいかがなものかと思えますよ。教育長。いくら、待機児童解消は分かります、それはいいです。それだったら町が運営してください。でも民間に渡すわけですよ。なぜそこに民間に無償で渡すのかです。改修しないで渡すのは分かります。取り壊すまで町がするのはですね。取壊して、更地にして、どうぞ使ってくださいっていうのは分かります。町

がつくり上げるんですよ、何千万もかけて、もしかしたら億行くかもしれませんけど、そこは、私の答弁に答えてないと思います。改修の意味です。

そこを答えてください。

○議長（荒牧 泰範） はい、町長。

○町長（三浦 正） すいません、教育長の答弁が不十分というわけではございませんけれども、国の政策によってですね、これ町が改修するということによって町が全部、単費を使うんじゃないで、国の補助が相当額とれるんですよ、6分の5だったっけ、こども育成課長どうですか。その辺のところを少し説明をさせて…、御理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（荒牧 泰範） 説明できますか。

はい、こども育成課長。

○こども育成課長（有隅 伸） 北勢門幼稚園の園舎の改修につきましては、補助事業がございまして、年度当初の補助申請をもって6分の5の補助がつく予定でございまして、それと、園を町が改修する意義ですが、放課後児童クラブの事業につきましては、営利事業ではございまして、補助事業でございまして、それで、必要な経費の部分を町が事業を行っている民間に補助金を出している状況でございまして、よって、町が改修した園舎を貸出して、その後必要となった経費を補助するというものでございまして。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ありますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 申し訳ないです、ちょっとよく聞こえなかったのもう一度…。

○議長（荒牧 泰範） はい、わかりました。

○議員（横山 和輝） 申し訳ないです。

○議長（荒牧 泰範） マイクに近づけて、「もう一度お願いします」ということです。

○こども育成課長（有隅 伸） 改修に伴う費用につきましては年度当初に…、

○議長（荒牧 泰範） 聞こえますか。

○こども育成課長（有隅 伸） すいません。改修に伴う費用につきましては、来年度予定しておりますが、年度当初、補助申請をすることによって、6分の5の補助がもらえる予定でございまして。それと、放課後児童健全育成事業に伴う学童クラブ

の運営につきましては、営利事業ではございませんで補助事業でございます。よって必要な経費を民間に補助するという事業でございます。以上です。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） ちょっとごめんなさい。補助事業の説明を受けて、ちょっとよく分からないんですけども。仮にですね、補助事業を受けるために町が改修するんだというような答…、そうではない。

仮に、それでしたら、補助金を申請するのが民間企業だった場合、その補助金は出るんですか。町が行わないと補助金っていうのはもらえないんでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） はい、こども育成課長。

○こども育成課長（有隅 伸） 具体的な、民間が改修を行った場合の補助については、ちょっと手元に資料がないため後で確認させていただきたいと思います。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 私もたまたまこども園のことを調べたんですね、そういった補助金のことを出てきたわけですよ、そのときも、かなりの額が、民間企業が補助金で建てれると、その場合たしか、改修じゃなくて建築やったと思うんですけど、そういうのもありますので、やはり、その町が全部、もしそれがあれば、それはもう場所だけ貸して、民間企業に補助金使って建ててください。改修なら改修してください。というのが筋じゃないでしょうか。土地代は無償で貸すのは、それはいいと思いますよ。もともと使う予定が今のところなければですね、土地は無償で貸す。ただ、そこに関して何かをする場合は民間に当然責任持ってやってもらいましょうよ。なぜその町が全部面倒見ないといけないのかという、もうその補助金が全て理由ですか。そこだけお尋ねします。

○議長（荒牧 泰範） どなたが答弁なさいますか。

はい、こども育成課長。

○こども育成課長（有隅 伸） 町が、放課後の子どもの居場所をつくるためにやっていく事業を、あすなろが補助事業としてやっていただいています。その民間の事業の環境改善や、子どもの屋外の遊びの場の確保、それと北勢門小学校からの移動に伴う安全性の確保を優先することで、町が改修してやろうとしている事業でございます。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） ちょっと聞き方を変えます。それは、町がしないといけない

ことなんですか。ほかの自治体はどうなんでしょうか。そういった場合、全て自治体が全てつくり上げて渡してるんでしょうか。それとも、ほかの自治体では民間がきちんとそこら辺を行ってるんでしょうか。これは他の自治体と比べてどうなんでしょうか、その点は。

○議長（荒牧 泰範） はい、こども育成課長。

○こども育成課長（有隅 伸） 他の自治体の実情についても、ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、町が、先ほども申しましたように、子どもの安全等を優先するべく、町のほうで改修することに方針を決めております。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員。

○議員（横山 和輝） すいません、質問じゃないですけど、最後一言言って終わりたいと思います。待機児童解消は分かります。町のためになると言うのも分かります。ただそれを、もし、本気でそう思ってるんだったら町が運営してください。それを民間に渡すというなら民間に責任を持たせてください。きちんとですね。それだけ申し上げて質問終わります。以上です。

○議長（荒牧 泰範） はい、質問順位 5 番、門馬良議員。

○議員（門馬 良） 議席番号 4 番、門馬良でございます。よろしくお願ひいたします。

私の質問事項は、「篠栗町立歴史民俗資料室について」でございます。

おかげさまで私、篠栗町民になって 8 か月が過ぎました。その中で、この町の歴史や文化を学んで、それに伴う遺跡や遺物、文化財、それらを知りたいと、素朴に思いまして、調べさせていただいたところ、平成 12 年から 21 年間おそらく愛されていたと思われる歴史民俗資料室が令和 3 年 3 月 31 日をもって閉館、その後クリエイト篠栗の図書館 2 階の学習室に展示方法を縮小し、移動していることを知りまして足を運んでまいりました。また、篠栗の歴史につながり、深く関係している隣町の粕屋、宇美、須恵、志免、これらの資料館または資料室にも伺いまして、情報を入手してまいりました。そこで質問でございます。

まず一つ目、平成 12 年に歴史資料室ができるまでの経緯とコロナ前で結構ですので、年間に町内外から来館者数はどのくらい来てくれていたのか、その推移を教えてくださいたいと思います。その上でまず町長の評価なども、その当時の資料室の評価などもいただけるとうれしいです。

2、現在も、元歴史資料室に行きますと入り口のガラスに「施設の老朽化などもあり、閉館いたしました」と張り紙がございます。「老朽化などもあり」というの

が少し気になりました。閉館になった全ての理由を教えてくださいたいと思います。

3、私は町民に「どうしてなくなったのか」とお声をいただきました。そして、様々な項目に分けられたコーナーや企画展示、収蔵展示されていた貴重な文化財、町民からお借りしているものもあったと聞いておりますが、それは今どこにあるのかとの質問もいただきました。案内通りに、図書館の2階の学習室へ足を運んだところ、展示品はごく僅かに、私個人としては感じましたし、そしてあえて言わせていただければ、いささか粗末に扱っているようにも思えました。残りの文化財は、どこにございますか。そしてどのような保管方法なのか、教えてくださいたいと思います。そして、おしまいになりますが、閉館から2年以上たっております。今後のこの貴重な文化財をはじめあの歴史民俗資料室をどうなさるおつもりなのか。お聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（荒牧 泰範） はい、ではまず冒頭部分、町長、答弁願います。

○町長（三浦 正） ただいまは、門馬良議員から「篠栗町立歴史民俗資料室について」御質問いただきました。議員が耳にされた町民からの声を私も時折耳にすることがございます。大変心苦しいところもございますが、閉館に至った理由は、2番目の項目の中で答弁をいたしますが、長期的な視点で申し上げますと、まず現在は暫定的に仮置きしている状況と御認識いただければありがたいなというふうに思っております。将来、町の諸施設の新築、改築する際には、相応のスペースを確保し展示品の季節ごとの入替えをなくとも済むように復活できればと考えているところでございます。大変価値のある『石井坊』の中にあります県の文化財、あるいは重要文化財等々につきましては、現在は小郡市にあります九州歴史資料館に入っておりますと、若杉に関する資料室というのがありまして、入り口から入ったすぐに左側のガラス展示室で、見ることが出来ますので申し添えておきます。御質問の各項目につきましては、教育委員会部局でございますので社会教育課が担当しております。項目ごとに教育長から答弁をいたさせますのでよろしく申し上げます。

○議長（荒牧 泰範） 教育長。

○教育長（今長谷 寛） まず1番目の「平成12年に歴史資料室ができるまでの経緯と、コロナ前の記録でいいので年間に町内外からの来館者数とその推移を教えてくださいたい」という質問にお答えいたします。

当初は、昭和44年（1969年）中央公民館として開館いたしました。平成5年（1993年）4月クリエイト篠栗開館に伴い中央公民館が移転した後、同年11月に旧中央公民館内の内装を改装し篠栗町保健センターが開設されました。その

後、平成7年（1995年）10月に篠栗保健センター内の一部に歴史民俗資料室を開室いたしました。平成12年〔2000年〕7月に篠栗町総合保健センターオアシス篠栗が開館いたしましたので、保健センターを歴史民俗資料室として改修し開館いたしました。その後、2の「閉館になった理由」でも御説明しますが、施設の老朽化もあり、篠栗町行政改革大綱の計画のもと、令和3年3月31日で閉館する運びとなりました。

開館からの来館者数の推移については、平成12年の開館年が1,029人、コロナ以前の過去5年間の推移は、平成27年度が1,006人、平成28年度が1,148人、平成29年度が1,163人、平成30年度885人、平成31年〔令和元年度〕は3月から緊急事態宣言に伴い閉館しております。2月までの集計で865人となっております。

年間平均しますと、1,000人前後の来館者数で推移しております。その上での評価につきましては、来館者数はやや減少傾向となってきておりますが、今後の施設の維持や来館の増加を目途に、検討した結果、年間約10万人の来館があるクリエイト篠栗、図書館と統廃合をすることで、より多くの人目に届くような場所で展開することを目的に移転することにしたものです。展示数こそ部屋の制限から僅かではありますが、年間3,500名が学習室を利用しており、文化財に触れる機会を提供できると思っております。

次に、閉館になった全ての理由についてお答えいたします。先ほど経緯で申しましたとおり、歴史民俗資料室は、昭和44年から中央公民館として開館した施設を利用し、平成12年から資料室として運営を開始しました。平成31年の篠栗町行政改革大綱にあります通り、旧建築基準法の基準での建物であり、老朽化も進んでいるため、今後も、現在の運営を続けるのであれば、耐震診断が必要となる上、その対応工事等にも多額の費用が見込まれます。改革の一環として、資料等の整理を行い、展示はクリエイト篠栗と図書室で展開することとし、学習室内において、新たに資料室等の展示を行い、歴史民俗資料室の用途を廃止し、現在に至っております。

3番目の「残りの文化財はどこにあるのか」についてお答えいたします。文化財資料については、旧歴史民俗資料室内に保管しておりますが、今後の保管場所については検討中です。また、クリエイト篠栗の学習室内を活用し展示している資料については、年4回程度の季節に合わせて展示品の入替えを実施しながら、公開しているところであります。

最後に、「今後この貴重な文化財をはじめ歴史民俗資料室をどうなされるおつもりなのか」につきましては、貴重な文化財資料であるため維持・保管・管理を継続して実施してまいります、さきにも申しましたとおり今後の保管場所については検討中でございます。資料の点についても再検討を行い、現在の学習室の利用状況を見直し、より多くの資料を展示活用できるよう検討しているところでございます。以上です。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

門馬議員。

○議員（門馬 良） ありがとうございます。まず町長のほうから小郡に一部文化財が、というお話がございました。これは僕も存じ上げておりませんでした、この「小郡にあるよ」という、この告知というのがどういう形で町民、町内外の方々に伝えていらっしゃるのか、というのは大丈夫でしょうか。お答えいただければうれしいです。

○議長（荒牧 泰範） はい、町長。

○町長（三浦 正） 常に、これを、私どもが小郡にございますということを言っているわけではございませんが、県の歴史資料室のホームページを開いていただくと、そういうふうにありますし、私ども社会教育課に、文化財専門員を担当しております平ノ内というのがおりますが、彼が場合によっては御案内してもいいという対応・体制をとっているところでございます。

○議長（荒牧 泰範） はい、門馬議員。

○議員（門馬 良） 教育長にお聞きしたいと思います。先ほど、どのくらいの方がこの資料室に訪れていたか、という数字を聞いてちょっと私は愕然といたしました。1,000人～1,200人程度という形でした、年間ですね。正直言いまして、私の資料ですと、調べですと須恵町が1番少なかったんですが隣りでは3,000人、宇美町は現在1万人ほど、粕屋は9,000人、粕屋におきましては今町長の企画展などをやっております。

篠栗はすごい歴史ですよ、文化です。まだまだ僕は勉強不足なところが多々ありますが、先頭に切って、この資料室にたくさんの方が訪れてくれるような、形態を、体制を、しているべきところが、1,000人足らずの年間来館者しかいない。大した建物ではないのかといきますと、とんでもございません、老朽化は分かれますが、須恵町なんかも、非常に、まだ古い建物です。篠栗、立派な資料室だと思います。広さも十分あります。そして、カタログも当時の、このカタログもガ

イドも僕は手に入れましたが、見る限り、立派なものだったんだなと思われます。なぜ千人程度しか来館者が来なかったのか、これはある意味、町の情報発信の足りなかったこと、広告も含めてですね、情報発信、ホームページも含めて、何をどういうふうに当時なさっていたのか、教育長分かりますか。それを教えていただきたいんですけど。どんな形で、情報発信を、この資料室の情報発信をなさっていたのか。この歴史文化が、もう本当に、先人たちのそれこそ弘法大師の逸話までであるこの町が、その資料室を今なくしてるわけですが、当時、年間で1,000人足らずといえれば計算すれば1日何人か分かりますよね。それしか来なかった理由は、やっぱり町に責任があると僕は思うんですが、その情報発信はどうなさっていたのかをちょっと知りたいなと思います。

○議長（荒牧 泰範） 答弁なさいますか。

はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 当時のことにつきましては、私も明確に分からないでございまして、町民として当時居ましたところでの記憶を遡ると、基本的にはホームページとか、町のたより、広報とかいう形で載っていた部分を思いだす部分しか今のところございません。ただ門馬議員がお話ありますように、この篠栗の歴史というのは本当に非常に深く、そして非常に貴重なものが、たくさんあることは認識しておりますので、今十分な環境にないといえますか、施設がないということについては非常に苦慮するといえますか、何とかこう改善していかなきゃいけないかなという事は、もうひしと感じております。町長の答弁にありましたように、今後、より町民へのアピール、それから小中学生にも、この篠栗の歴史ということについては、総合的な学習の時間等も含めまして、今触れさせているところでございますので、より広い広報に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（荒牧 泰範） 門馬議員。

○議員（門馬 良） ありがとうございます。前向きに前向きにお願いしたいところなんです。現在の状態のお話で、図書館の二階、私も行ってまいりました。教育長。まず初めにこれを聞きます。最近、図書館の二階の資料室、行かれましたか。

○議長（荒牧 泰範） 教育長。

○教育長（今長谷 寛） 私、前任務が篠栗町立図書館の副館長でございましたので、学習室の状況は十分把握しております。

○議員（門馬 良） 私ラジオで生活情報番組をやっていて、いたって常識的な感覚を持った人間だと自分で思っておりますが…。

○議長（荒牧 泰範） 門馬議員、指名の後に発言してもらえますか。

○議員（門馬 良） はい。すみません。

ここでちょっとお聞きします。先日僕が行ってまいりました。まず1階の受付の、女性に「資料室に行きたいのですが」とお伝えをいたしました。そうしましたら、女性から、「あっ、資料室ですね。申し訳ございません。子どもたちが勉強しておりますので、静かに、静かにくれぐれもよろしくお願ひします」と言われ、もちろん声を出して、資料室に行く人間はいませんので、しかし、それをしっかりと、まず強く言われまして、忠告されまして、上に上がりました。本当に学校の教室ぐらの広さのところ、確かに、本当にごく僅かな文化財と、そして、愕然としましたのは、そこに置いてあった普通のロッカーです。簡易的なロッカー、このロッカーの扉に、幾つもの写真が貼ってあったので、見に行ったら、そこに、その文化財の説明のこれが、ここはデジタルの部分なんだろうが、貼りつけてある状況です。僕はそこに行く前に実は隣町の資料室資料館を見学してまいりましたから、愕然といたしました。これはいかん。これはいかんですよと。そこをぜひ執行部の皆さん、町長をはじめとして皆さんにもいま1度見直していただきたいところですが、今私の話を聞いて教育長、どう思われますか、ちょっとお聞かせください。

○議長（荒牧 泰範） 教育長。

○教育長（今長谷 寛） ありがとうございます。私も先ほどもお話をしましたように学習室内における展示の状況というのはもう十分把握しておりますし、学習者と展示を同空間に置くということ自体が問題であるというふうには感じております。先ほどから答弁していますように、長い間の環境を、状況を、すぐに変えようと。施設を新しくするというなかなか難しい部分ではありますが、将来的にそれを目指しながらも、今現在できる限りの、例えば学習室の区割りとか、それから別室での展示を非日常的には出来ないにしても、常設出来ないにしても変えながらとか、できるときとか、いろんな工夫を、社会教育課のほうには指示を出して、今後少しずつでも、町民の皆さんに、町の大きな財産を見てもらえる場所、時間を確保するような工夫をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（荒牧 泰範） 門馬議員。

○議員（門馬 良） 志免町は、老朽化に伴って、今、工事をしております。新しくしてるんですよ。そして皆さんに、1日も早く開放できるようにと努力されているということを僕は感じました。今教育長からも、おっしゃっていただきましたが、せめて、学習室と切り離すことは、もうまず必須でございますし、もう早急にそ

れをなさるべきじゃないかなというふうには、誰があそこに訪れても感じるものではないかというふうに思います。もうそれをぜひよろしくお願ひしたいと思いますが、その上で、すいません、もう一度だけ一言よろしくお願ひします。

何か一言よろしくお願ひします。それで終わりたいと思います。

○議長（荒牧 泰範） 今の問いに対する質問、答弁ですね。

はい、教育長。どちらがやられますか。

社会教育課長。

○社会教育課長（藤 幸三） 社会教育課長の藤です。今回の一般質問いただきまして、私もクリエイトのほうに来たときに、やっぱり、その学習室と併用しているのが、ちょっとかなり厳しいかなと、担当と話をしてるんですけど、やはり御質問いただきまして、^{そうきゅう}早急に担当と今協議しているんですけど、おっしゃるとおり、まず、独立した、分離した形で、目に届くような工夫をまず、学習とちょっと改造するまではいかないんですけど、配置の仕方をちょっと見直そうというのが一つと、あと常設展示については、部屋に限界がございますので、定期的企画展、もともと資料・収蔵物は、まだ資料室に保管しております、定期的にメンテしてますので、季節的に、別の部屋で、もう大きな展示会みたいな、そういうのをやっていこうということで今、担当のほうと協議をしているところでございます。

○議長（荒牧 泰範） よろしいですか。終わられますか。

○議員（門馬 良） はい、ありがとうございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（荒牧 泰範） 質問順位 6 番 太郎良瞳議員。

○議員（太郎良 瞳） 議席番号 5 番、太郎良瞳でございます。

通告に従い、質問いたします。本日は、放課後児童クラブの現状と対策についてお伺ひいたします。厚生労働省は、放課後児童クラブについて、共稼ぎ家庭等の小学校に就学している児童に、放課後と適切な遊び場や生活を提供する安全安心な居場所であるとしています。また、放課後児童クラブの実態について、放課後児童健全育成事業の状況実施調査では、2022年5月1日現在、全国で1万5,180人の待機児童がおり、前年度より1,764人増加している、となっております。親の求職志向の増加等で、本町においても、放課後児童クラブへのニーズは、さらに高まっていると考えます。6月の定例会で、本町の待機児童が50人いるということでありましたが、現在は、その数はさらに増加しているのではないかと予測いたします。これらのことから、次のことをお尋ねいたします。

1、それぞれの放課後児童クラブの児童の人数は何人でしょうか。

2、放課後児童クラブに所属出来ていない待機児童は、5月1日現在50人というものでありましたが、今は何人でしょうか。

3、待機している子どもたちが放課後、どこでどのように過ごしているかを把握してあるのでしょうか。

4、今後、待機児童を減らすためにどのような対策を考えてありますか。

以上をお尋ねいたします。

○議長（荒牧 泰範） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 太郎良議員の「放課後児童クラブの現状と対策について」の御質問にお答えいたします。

まず、「それぞれの放課後児童クラブの人数」ですが、8月1日現在で、やまばと放課後児童クラブが84人、たけのこ放課後児童クラブが130人、すぎのこ放課後児童クラブが80人でございます。次に、「現在の待機児童数」ですが、8月1日現在で40人でございます。三つ目の「待機児童の放課後の現状把握について」でございますが、待機児童40人のうち、学校の帰りに17時まで児童館を利用することができる自由来館登録者が39人、夏休み期間中に実施する夏期拡大放課後児童クラブの利用者が22人となっており、必要に応じて、各制度を利用し、児童館で過ごしている児童が多いと思われまます。最後に、「待機児童を減らす対策について」でございますが、先に吉本議員からの「放課後児童クラブなどの受入れ体制の強化に向けた施設整備や既存施設の活用検討の進捗状況」について、お答えしましたとおりでございます。今後の子育てを取り巻く状況の変化を注視しながら、子育て家庭を町全体で支援することができる環境整備をより一層促進してまいります。以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

太郎良議員。

○議員（太郎良 瞳） 今、待機児童のうち、40人が学校の帰りに17時まで児童館を使用することができる、39人が児童館で自由来館していると言われてありましたが、その子たちは、5時（17時）以降は自分たちで家のほうに帰るといことですか。

○議長（荒牧 泰範） こども育成課長。

○こども育成課長（有隅 伸） 自由来館登録者、「自由さん」と呼んでいますが、自由さんは、自由に帰るといことになります。

- 議長（荒牧 泰範） はい、太郎良議員。
- 議員（太郎良 瞳） 確認ですけれども、それでは5時になったら1人で家に帰って、家で1人で留守番というか、いるということになるんですか。ほかの放課後児童クラブに所属している人は、保護者が迎えに来るということになっているんですよ。で、その子たちは1人で自分で帰って、家で親の帰りを待つというような状況ということですかね。
- 議長（荒牧 泰範） はい、こども育成課長。
- こども育成課長（有隅 伸） 太郎良議員のおっしゃるとおりでございますが、児童館の役割として、18歳未満の子どもが誰でも自由に来れる施設でございます、自由に来て自由に帰るというものでございます。家に帰ってからの状況までは把握は出来ておりませんが、自由に1人で帰っております。
- 議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。
- 議員（太郎良 瞳） いいですか。
- 議長（荒牧 泰範） 再質問ですか。
- 議員（太郎良 瞳） はい。
- 議長（荒牧 泰範） どうぞ。
- 議員（太郎良 瞳） 自由に来館するというのは、1回家に帰って来館するのか、それとも、そのまま児童館のほうに学校の帰りに行ってということですか。
- 議長（荒牧 泰範） はい、こども育成課長。
- こども育成課長（有隅 伸） 児童館の「自由さん」の利用についてなんですが、一応、お子様が来館されるんで、お子さんの登録はしていただいています。何かのときに連絡がとれるようにということなんですが、学校帰りの利用は、学校帰りにどうなったのかというのが不安になることだと思いますので、登録制にしております。帰宅後に、公園に行くのと同じように、児童館に来るお子さんについては、登録はしておりません。
- 以上です。
- 議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。終わられますか。
- 議員（太郎良 瞳） ありがとうございます。
- これで終わります。
- 議長（荒牧 泰範） お諮りいたします。タイムスケジュールですと、あと1分少々で、休み時間に入る予定でございますが、あと1名でございますし、せっかく、傍聴にも来ていただいておりますのでこのまま続行したいと思いますよろしゅう

ございますか。

はい。では続きまして、質問順位 7 番、崎山佐穂議員。

○議員（崎山 佐穂） 議席番号 1 番、崎山佐穂です。通告に従い質問いたします。

「篠栗町の全ての子どもたちがのびのび過ごす上での熱中症対策について」、夏の間は毎日のように、熱中症アラートがなり、子どもたちがなかなか外で思い切り遊べない日が続いていました。ニュースで度々熱中症による死亡事故も耳にいたします。町内には、小学生以上の子どもが自由に行けるプールがありませんし、安全面から川遊び等も今は避けなければいけない状況です。また、涼しく遊べるはずの児童館も、夏休みの間は、学童保育の場になっているため、乳幼児や登録している学童ではない児童には、行きづらい状況と聞きます。今後も続く温暖化を見据え、熱中症を予防しながらも、しっかりと遊べる場を確保していくことが出来ないか質問いたします。

1、1年を通して異年齢の子どもたちが利用できる児童館ですが、夏休みの間に、乳幼児や未就学児の利用に変化はありますか。

2、粕屋町総合体育館のプールアリーナの利用料金の一部を町が補助していますが、利用状況をお聞きいたします。

3、隣の町といえども、以前の町営プールのように子どもたちに自分で行くことは難しいようです。夏休みの間、シャトルバスやプログラムを組んでの利用促進などは考えられないでしょうか。

4、公園に庇、東屋、散水ミストなどがあれば、熱中症予防になると思いますが、現在、町の公園には、そういった外遊びの熱中症予防の対策がとれる設備はいくつありますか。今後、熱中症予防対策のための設備の導入は検討されていますか。

質問いたします。

○議長（荒牧 泰範） 教育長。

○教育長（今長谷 寛） 崎山議員の「篠栗町の全ての子どもたちがのびのび過ごす上での熱中症対策について」の御質問にお答えいたします。

一つ目の質問「夏休み中の未就学児の利用について」ですが、6月と7月及び8月の未就学児の1日当たりの平均利用者数を比較しておりますので、回答いたします。児童館によってばらつきはありますが、やまばと児童館は、6月と比較して、7月、8月ともに半減、たけのこ児童館は、7月が約2割、8月が約4割の減少、すぎのこ児童館は、7月が約2割、8月が約3割の減少でした。各児童館、7月は親子教室の開催日数が1日少なかったこと、また、8月には台風が接

近したこと。すぎのこ児童館に関しては、6月下旬から空調工事が開始したことが減少の一因かと思われますが、それを考慮しても、未就学児の利用は減少しています。小学生の利用時間が長くなる夏休み期間中、喧噪により、利用を控えている未就学児が多いのではないかと思われます。

二つ目の質問、「粕屋町総合体育館〔かすやドーム〕プールアリーナの利用状況について」お答えいたします。粕屋町との粕屋町総合体育館〔かすやドーム〕の利用契約につきましては、令和3年7月21日から、事業を開始しております。現在、粕屋町総合体育館〔かすやドーム〕は、大規模改修工事のため、令和4年12月1日から令和6年3月31日まで利用が出来ません。したがって、利用状況としては、令和3年度7月から3月までの利用者合計1,498名、令和4年度4月から11月までの利用者合計2,864名で、事業開始から現在までの利用者合計は、4,362名となっております。

三つ目の質問、「夏休み期間のシャトルバスの運行やプログラムを組んで、利用促進を考えてみては」についてお答えいたします。基本的に、以前の夏休みの子どもたちを対象に開放していた町民プールと、粕屋町総合体育館（かすやドーム）プールアリーナは、施設の性質及び事業の目的が異なります。また、プールの利用上の注意で小学2年生以下は、保護者または成人同伴となっており、子どもたちだけの利用は想定しておりません。以上を踏まえ、夏休み期間中の子どもたち向けで予算を伴うシャトルバス等を運行するのは難しいと考えています。

四つ目の質問、「公園に庇、東屋、散水ミストなどがあれば、熱中症対策になると思いますが、現在町の公園にはそういった外遊びの熱中症対策のとれる設備は、いくつありますか」についてお答えします。まず町内の公園については、都市公園や街区公園、児童公園など、全部で38か所の公園があり、規模の大小により、遊具のほか、東屋やベンチ、トイレなどが設置されています。これらの公園のうち、庇、東屋などの日よけができる施設のある公園は、8か所でございます。公園によっては、屋外で自由に遊べるように遊具と、広いスペースを確保する必要があるため、日差しを遮るものは設置しにくい状況にありますが、広い公園にあっては、東屋や庇のついた休憩できるスペースも一部設置しており、小規模な公園にあっては、樹木などで日陰ができる場所もあり、熱中症予防の一助になっていると考えます。また、鳴淵ダムの下流河川公園には、6月下旬から週末や夏休み中に、多くの家族連れなどが訪れ、川遊びを楽しんでいます。ダム放流の水量調整が行われているため、公園内の河川は、水深が浅く、比較的安全に

利用することができるようになっており、東屋やトイレも設置されています。しかしながら、公園の広さや立地状況によっては、そのような設備が設置出来ないこと、民家に近接していることや、防犯上の観点などから、樹木を植えることが出来ないところもあるのが現状です。散水ミストについては、町外の大規模な公園などに設置事例はあるようですが、設置費用や維持管理の問題もあり、小規模な公園などでの設置は難しい状況です。近年の猛暑により、連日、熱中症警戒アラートが発出されており、「外出は控え、エアコンを使用するなど熱中症予防の行動をとる」ように啓発されていることから、熱中症警戒アラート発出時は、屋外である公園での活動は、基本的に控えていただくようお願いしています。

五つ目の質問、「今後熱中症予防対策のための設備の導入は検討されていますか」についてお答えします。今後は、熱中症予防対策を含め、公園利用者が快適かつ安全に利用できるよう、施設の充実や改善に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問、ございますか。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） 今おっしゃられたとおり、公園で、熱中症警戒アラートが発出された場合は、対策の庇などあったとしても、活動を控えるということは十分承知しました。ということは、児童館など屋内で遊べる場所というところが、必要となってきますし、特に未就学児の体力だったりとか、やっぱり、身体的なところからすると、児童館の使い方というのが大切になってくるのかな、と今の答弁で感じました。しかし、おっしゃられたように、半減していたり、4割減ということで、結構な数のお子さんや保護者が、行き控える状況になっていると感じます。そこで、今後、この数字を見て、そして実際その利用者さんの行きにくいという声を聞いて、こういった対策をとられるおつもりがあるか、お聞かせください。

○議長（荒牧 泰範） はい。教育長。

こども育成課長。

○こども育成課長（有隅 伸） 問題は多々あるんですけども、児童館建設時のときから、子どもを取り巻く環境とかが大きく変わってきておりますんで、手狭になってきているのは事実でございます。よって、いろいろ問題がございますが、一つ一つ解決していきながら、児童館と学童を、できれば切離していく。切り離さない良さも別にはあるんですけども、とにかく、学童保育、児童館、そうい

った設備の充実を、一つ一つ問題を解決していきながら拡充していく予定でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） 確認の質問です。今、切り離していくというお言葉がありましたが、切り離してまず、学童保育の待機だったりとか場所というものを確保することで、スライドさせて、児童館をもう少し、未就学だったり乳幼児に、もう少し開放的に、使いやすいようにしていくということで間違いはないですか。

○議長（荒牧 泰範） こども育成課長。

○こども育成課長（有隅 伸） 学童保育につきましては、児童館で、事業を行うメリットというものがあまして、というのは「自由さん」との交流が図れるとかいうところがありますので、完全に、ちょっと言葉があれでしたけれども、切り離すべきところは切り離す必要があると思いますが、柔軟に…。

○議長（荒牧 泰範） こども育成課長。

お尋ねになっているのは、切り離す、切り離さないでなく、児童館が本来あるべき姿に戻るような格好になるのかというところをお尋ねなので、そこだけ教えてください。

○こども育成課長（有隅 伸） 児童館として、先ほど申しました18歳未満のお子さんが、快適に過ごせる環境を整えるべく努力していきたいと思います。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

では、次の質問に移ってください。

○議員（崎山 佐穂） 「観光客の回復を見込んだ町の受入れ体制について」、お聞きします。新型コロナウイルス感染症が5類となったことや、渡航の規制がなくなったことで、篠栗町への観光客のにぎわいが戻ってきているという感覚があります。篠栗町外から来られた国内外の方、そして、その方々を受け入れる町内の住民、どちらも安心して過ごすためには、共通理解を持って、健全な関係を構築していかなければいけません。そのためにも、ルールを守っていただいたり、篠栗町の価値観を知っていただくことや、まちの魅力を伝えるためには、町内の案内には多言語もしくはやさしい日本語が必要と思われれます。

そこでいくつか質問いたします。

1、観光客の地域や国別などのデータは、町は把握していますか。実際には、どこからの方々がどのくらい篠栗町を観光地として選んで来てくださっているの

か教えてください。

2、国内外からの人々迎えるための多言語や、やさしい日本語を意識した案内や注意書きはどのくらい取り入れられていますか。

3、ところどころ注意書きの英語が日本語の意味とずれているか所があるので、理解の齟齬が起きるのではと指摘を聞きましたが、外国語表記にネイティブチェックはされていますか。

4、篠栗に魅力を感じた海外の方からの外国語での問合せがある場合、対応はどう行っているのでしょうか。

5、今後さらなるインバウンドに対応していくべく、多言語ができる職員の配置や有志の人材登録制度など予定はありますか。

お聞きいたします。

○議長（荒牧 泰範） はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、崎山議員から、「観光客の回復を見込んだ町の受入れ体制について」の御質問をいただきました。項目が多岐にわたっておりますがまず冒頭少し私のほうから発言させていただきたいと思います。篠栗町の観光地としてのポテンシャルは、地元に住居する我々が想像している以上に高く、週末に南蔵院に行きますと、西洋東洋問わず、多くの外国人が訪れています。新型コロナ感染症が落ちつき始めた今年の春以降、博多駅などで眺めておりますと、福岡を訪れる外国人の増加傾向は顕著で、にぎやかさを取戻しております。そうした福岡を訪れる外国人が手軽に足を運ぶことのできる篠栗が注目を集め始めているところがございます。先日も、町内の宿坊に、ヨーロッパからの観光客が訪れ、そのおもてなしとお寺の雰囲気、緑の美しさに感動して帰られたとのことでした。どうしてその宿坊の存在を知ったのかと女将に聞きますと、海外向けSNSで小さく発信してみたのだそうです。そうしたことも踏まえて、観光庁が目指すインバウンド向けの観光コンテンツの拡充に向けた補助事業に手を挙げて、さらなる篠栗の魅力発信を目指そうと、現在、取り組みを始めているところがございます。この件につきましては、補正予算審議の際に、産業観光課から御説明を申し上げます。そのような点を踏まえて、御質問いただきました五つの項目については、この場では産業観光課長から答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（荒牧 泰範） 産業観光課長。

○産業観光課長（松熊 大） 失礼いたします。五つの項目についてお答えいたしま

す。まず1点目の「観光客の地域や、国別データを町は把握しているか、実際にはどこからの方々がどのくらい篠栗町を観光地として、選んで来てくださっているか」についてでございます。町を訪れる観光客の地域や、国別データについては把握出来ておりませんが、福岡県観光動向によりますと本年5月には、20万人以上が福岡県へ入国しており、コロナ禍前の2019年と比較しても、約80%まで回復している状況となっております。国・地域別としましては、韓国が約60%を占め、続いて台湾、香港、タイなどアジア圏からの入国が多くなっております。

次に「国内外からの人々を迎えるための多言語化や、やさしい日本語を意識した案内や、注意書きはどのくらい取り入れているか」についてお答えいたします。案内表記につきましてはやさしい日本語の使用を心がけておりますが、多言語化は行われておりません。これまで町を訪れる外国人観光客については、添乗員同行の団体旅行が主でありましたが、今後、個人旅行を含め、本格的な再開が見込まれる訪日外国人の誘客に向け、分かりやすい案内の整備が必要になると思われれます。具体的には、外国人観光客目線での翻訳やデザイン、表現やマークの統一、パンフレットやホームページなどの連動性などが求められます。まずはホームページなどの多言語化から取り組んでまいりたいと考え、現在、国へ補助金申請をしているところでございます。

次に「外国語表記にネイティブチェックはしているか」についてでございます。現状といたしましては、誤解を与えかねない表記を見つけたり、御指摘をいただいたりした場合に、設置者に連絡をとり、修正を依頼するなどの対応をしております。観光案内についてはもちろん、ルールやマナーを理解して快適に過ごしていただけるよう、正しく伝えることが、観光客にも、住民にも重要であることは御認識のとおりです。観光関係者と連携し、観光客の視点による観光情報の提供に向けて取り組みを推進してまいります。

次に「篠栗に魅力を感じた海外の方から外国語での問合せがある場合、対応はどう行っているか」についてお答えいたします。これまで観光について町へ外国語でお問合せをいただいたことはございませんが、観光協会のお問合せについては、スタッフにて対応されているのが現状でございます。窓口での対応が月に2、3回、メール、SNS等によるものも月に2、3回ほど伺っております。今後外国語での問合せは増加することが十分に想定されますので、多言語対応アプリなどのツールを活用するなどして、スムーズに御案内ができるよう、対応策を考

えてまいります。

最後に、「多言語化できる職員の配置や有志の人材登録制度などの予定はあるか」についてお答えいたします。観光についてのお問合せは観光協会にされる方が多いのが現状でございます。職員の配置や人材登録制度については、今のところ具体的な予定はございませんが、今後の外国人観光客の増加に際しては、町の魅力をお伝えできるよう、また、コミュニケーションがとれないことによる観光客の心配や不安解消のため、観光協会との協力、包括連携協定を結んでおります大学へ協力を仰ぐなどして、有効な方法を模索することから始めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） 「外国語表記にネイティブチェックをしているか」のところの答弁に対しての再質問になります。

誤解を与えかねない表記を見つけたり、御指摘いただいたりした場合ということなので、もうチェックを入れず出した後に何かあったら修正する、ということで、最初からチェックするというふうには、考えてはないのでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） 産業観光課長。

○産業観光課長（松熊 大） 案内の表記も設置者が様々でございまして、町で設置しているものもあれば、観光協会なりそういった団体が設置しているものもありますので、そういった情報を町のほうに御連絡いただいた際に、そうした設置者に連絡して、修正をお願いしているという状況でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） 問合せへの状況なんですが、ということは、お答えからすると、誰か篠栗にいらっしゃりたいっていうお話があったときに、対応出来ませんというふうにはなっていないということですかね。現在。

○議長（荒牧 泰範） 質問の意図が分かりますか。

○議員（崎山 佐穂） 分からないですか。すいません。もう1回言います。今篠栗に行きたいっていう方の中で、例えば、職員さんであれ、その受け入れる側、特に町側が、こういうふうなことをしたいんですけど、とか、来たいんですけどと言われた場合に、例えば、意思疎通が出来ないからお断りしている状況とかはな

いということでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） 産業観光課長。

○産業観光課長（松熊 大） 答弁の中で触れさせていただきましたが、外国の方のお問合せは、ほとんど観光協会でお受けしているのが現状でございます。観光協会のスタッフで、今のところは、対応しているというところで、報告はいただいております。ただ、今後については、いろいろと方策を検討すべきかなというところで考えております。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。なければ終了宣言をして、札を倒して帰っていただくと助かります。

○議員（崎山 佐穂） 終わります。

○議長（荒牧 泰範） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

散会 午後0時39分

令和5年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月14日(採決)

令和5年 第3回 定例会 会議録

日時 令和5年9月14日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
		11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

10番 村瀬敬太郎

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	花田篤
住民課長	有隅哲哉	健康課長補佐	宮原高史
福祉課長	平山智久	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	城戸勝範
学校教育課長	田中久善	こども育成課長	有隅伸
社会教育課長補佐	横内綾子	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
主事	黒瀬友宏		

開会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） 皆さんおはようございます。

本日は、村瀬議員から欠席届が提出されておりますが、定足数に達しておりますので開議は成立いたします。

なお、執行部では村瀬健康課長が忌引きのため欠席、代理で宮原課長補佐、そして藤社会教育課長が病気療養のため欠席しておりますので、横内課長補佐がそれぞれ代理出席しております。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程はタブレット掲載の議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第56号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」令和5年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第56号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」令和5年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について、

本議案は専決処分がなされたので、これを報告し、議会の承認を求められたものであります。

予算の内容は、令和5年7月8日からの大雨で発生した災害の復旧のため、一般会計予算を760万円増額補正するもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ114億3,717万円とするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認め、次に討論に移ります。

討論はございませんか。

はい、ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） はい、出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第63号「篠栗町柳池フサエ教育地域振興基金条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第63号「篠栗町柳池フサエ教育地域振興基金条例の制定について」

本議案の制定の主な内容は、故柳池フサエ氏及び故柳池義晴氏からの寄附金を故人の意思に基づき、町の教育及び地域振興に係る施策の財源に充てるための基金として積み立てること・基金の運用管理のこと・基金の処分のことなどを本条例で規定するものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会の中で、質疑がありましたので説明をいたします。

「相続に関してはきちんと調査出来ているのか」と、そういった質問があり、「弁護士のもと遺産相続に関しては調査されている」と、そういった回答がございました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

はい、質疑なしと認め、討論を行います。

討論ございませんか。

はい、討論はないようですので終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） はい、出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第64号「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○総務建設常任委員会 委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第64号「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

本議案の制定の内容は、実施区域で変更となる田中区域内の、健康広場と田中公園の町名について改正を行うものであります。この条例については、令和5年11月11日から施行されます。質疑討論を行いましたがおもにございませんでした。審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

ないようですので、次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第65号「子育て支援策に伴う篠栗町公費医療助成拡充に係る関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第65号「子育て支援施策に伴う篠栗町公費医療助成拡充に係る関係条例の整備に関する条例の制定について」

本議案は、子育て支援の施策として公費医療に係る保護者等の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るものであります。

改正の内容は、未就学（小学校入学前の子ども）については、入院・入院外にかかわらず自己負担なしになります。また、小学生中学生の子どもについては、入院は自己負担なし、入院外の自己負担額はひと月に500円とするものでございます。

以上、関係条例の一部を整備するものであります。

この条例については、令和6年4月1日から施行されます。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。

今後、ひとり親家庭の高校生などの見直しを検討されるのか、という質疑がございました。今回の改定は、糟屋郡の中南部6町があわせて進めたもので、高校生の無償化についてはそういう方向で検討されている、という回答がございました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

はい、討論なしと認めます。

ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第66号「篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第66号「篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部

を改正する条例の制定について」

改正の内容は、オアシス篠栗入浴料 330 円の料金区分を、「15 歳以上 60 歳未満」から「15 歳以上 65 歳未満」に変更するものでございます。

変更の理由は、世界保健機関の定義や法令等では 65 歳以上を高齢者と定めており、入浴料金の区分をこの定義に合わせることで、また近隣町においても高齢者利用の料金区分は 65 歳を基準として設定されております。

今後のスケジュールは、10 月から 12 月にかけて広報・ホームページ・館内掲示で周知するとのことでございます。

この条例は令和 6 年 1 月 1 日から施行されます。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。

町内外の利用者の割合はどのくらいか。

コロナ前は約町内 4 割・町外 6 割だったが、再開後はおおむね半々、という回答がございました。

価格設定は近隣町と比べてどうか。

志免町や小郡市の同施設と比べても安い、との回答がございました。

サウナの再開はどうなっているのか。

健康課にもたくさんの意見をいただいている。今のところ、高齢者の命を守るという観点から協議中である、という回答がございました。

このサウナの件につきましては、ほかの委員からも、サウナは人気があるし楽しみにしてある方も多いため、あまり後ろ向きにならないで、露天風呂も含めて、再開を前向きに検討してもらいたい、との要望がございました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方の御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 66 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 67 号「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運用に関する基準を定める条例及び篠栗町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 67 号「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

主な改正の内容は、児童福祉施設及び放課後児童健全育成事業において安全計画及び業務継続計画等の策定を義務づける規定を新設するものであります。

その中には、認定こども園の送迎用バスに園児が置き去りにされ死亡した事案を受けて「幼児等の所在確認」と「安全装置の装備」を義務づける規定が新設されております。

また、感染症及び食中毒の予防等に必要な措置の明確化及び放課後児童支援員の資格要件を定めるものであります。

この条例は令和 6 年 1 月 1 日から施行されます。

当委員会において、審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第68号「篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第68号「篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案の主な改正内容は、現金での精算や入庫時の非接触型ICカードの取扱いを規則の中で取り扱うようにしたこと。また、料金改定の内容ですが、3時間無料としていたところを1時間無料に、1時間を超え5時間までが100円、5時間を超え10時間までが200円、10時間を超える場合300円に2時間までごとに100円を加算するとのこととございます。

なお、今後のスケジュールについては、10月1日から現金精算の取扱いを開始いたします。

料金改定におきましては、議会承認後にホームページやLINE・広報ささぐり等を活用し周知を図り、令和5年12月1日から新料金を適用いたします。

この条例については令和5年10月1日から施行し、料金改定は令和5年12月1日から施行されます。

当委員会の中で、質疑がありましたので説明をいたします。

クリエイト等施設を利用した場合、今まで3時間以内が無料だったのが改定後は100円払うことになるのか、との質問があり、社会教育課と協議し、施設を利用されたりイベントで使用した場合は、機械を通して今までどおり無料で対応したいと考えている、との回答がございました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第69号「令和4年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案は決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○決算特別委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第69号「令和4年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」

本議案の決算の概要は、歳入総額126億2,418万1,950円、歳出総額120億6,113万3,300円、歳入歳出差引額5億6,304万8,650円です。翌年度へ繰り越すべき財源は、一般財源で繰越明許費繰越額3,112万円。

よって、実質収支額は5億3,192万8,650円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

質疑終了後、討論を行いましたが、討論はございませんでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

ないようですので、次に討論に入ります。

討論はございますか。

はい、討論なしと認め、採決に移ります。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） はい、出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第69号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第9、議案第70号「令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も、決算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○決算特別委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第70号「令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案の決算の概要は、歳入総額26億8,148万6,113円、歳出総額26億3,242万7,159円、歳入歳出差引額4,905万8,954円です。

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は4,905万8,954円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、出席者全員賛成と認めます。よって、議案第70号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第10、議案第71号「令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○決算特別委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第71号「令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案の決算の概要は、歳入総額4億5,545万7,811円、歳出総額4億5,280万6,739円、歳入歳出差引額265万1,072円です。

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は265万1,072円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

はい、質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第71号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第11、議案第72号「令和4年度篠栗町水道事業会計余剰金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○決算特別委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第72号「令和4年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につ

いて」

本議案の剰余金の処分及び決算の概要は、未処分利益剰余金建設改良積立金に5,644万5,000円を積み立てるものとし、決算額の概要は収益的収入額6億1,213万664円、収益的支出額5億3,698万2,228円、資本的収入額1億7,000万円、資本的支出額3億3,094万8,010円であります。

全員出席の決算特別委員会にて審査していますので、詳細につきましては省略いたします。

質疑終了後、討論を行いました但し討論はございませんでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第72号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第12、議案第73号「令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。横山委員長。

○決算特別委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第73号「令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案の剰余金の処分及び決算の概要は、未処分利益剰余金減債積立金に7,510万809円を積み立てるものとし、決算額の概要は収益的収入額9億133万61円、収益的支出額8億2,819万810円、資本的収入額3億6,064万5,

400円、資本的支出額5億4,982万9,955円でございます。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第73号は委員長の報告の通り認定されました。

日程第13、議案第74号「令和5年度佐々町一般会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第74号令和5年度「篠栗町一般会計補正予算（第5号）について」

本議案は、令和5年度篠栗町一般会計の既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ6億9,723万7,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ121億3,440万7,000円とするものであります。

歳出における主な事業では、総務費において、庁舎防災関連改修設計委託料に1,818万2,000円、産業団地法面調査委託料に1,133万1,000円、池の端区防風柵設置工事に2,805万円。民生費、勢門幼児プール解体工事に3,661万4,000円。商工費、町のPR動画、デジタル広告実施、プロモーション企画業務委託などに1,385万円。土木費、池の端地区防災工事に2,300万円。

諸支出金、柳池フサエ教育地域振興基金積立金 3 億 4,410 万円を補正するものです。

主な歳入では、寄附金 3 億 4,410 万円の増、繰越金 3 億 8,192 万 8,000 円の増、町債 1 億 551 万 1,000 円の増、繰入金 3 億円の減とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細については省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 74 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 75 号「令和 5 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 75 号「令和 5 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」

本議案は、令和 5 年度篠栗町国民健康保険特別会計の既定の予算に歳入歳出それぞれ 5,039 万 2,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 3,110 万 4,000 円とするものであります。

補正予算内容は、前年度繰越金の確定及び産休代替職員の人件費として、歳入において繰入金を 133 万 4,000 円、繰越金を 4,905 万 8,000 円。歳出に

において、人件費 1 3 3 万 4, 0 0 0 円、一般被保険者保険医療機関等保険者負担金 4, 9 0 5 万 8, 0 0 0 円の増額補正をするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 7 5 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 5、議案第 7 6 号「令和 5 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 7 6 号「令和 5 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」

本議案は、令和 5 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計の既定の予算に歳入歳出それぞれ 4 8 6 万 4, 0 0 0 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 9, 0 9 9 万円とするものであります。

補正予算の内容は、滞納繰越額及び前年度繰越額の確定によるもので、歳入において後期高齢者医療保険料滞納繰越金 2 2 1 万 4, 0 0 0 円、前年度繰越金 2 6 5 万円、歳出において後期高齢者医療広域連合納付金 4 8 6 万 4, 0 0 0 円の増額補正をするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、意見書案第1号「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、全員協議会において協議を行い、議員全員にて発議を行っておりますので、篠栗町議会会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明及び討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

議会事務局長をもって意見書案の朗読をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長（水江 靖浩） 意見書案第1号

篠栗町議会 議長 荒牧泰範 殿

「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書」

上記の議案を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和5年9月14日

(提出者) 篠栗町議会議員 横山和輝

(賛成者) 篠栗町議会議員 今長谷武和、村瀬敬太郎、栗須信治、古屋宏治、品川
静、太郎良瞳、門馬良、吉本文枝、浦野雅幸、崎山佐穂

提出の理由、森林整備をより効果的に推進するため森林環境譲与税について、現行基準では人口の多い自治体に多く配分されているものを、我が町のように林業に係る財源需要の多い自治体に、より多く配分されるよう譲与基準の見直しを整備する。

「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書」

我が国の森林は、国土の7割を占め、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等の公益的機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。これらの機能を十全に果たすべく、間伐などの森林整備を着実に実施していくための財源として、令和元年度に森林環境譲与税が創設された。

現在、地方公共団体では、森林経営管理制度等に基づき、管理が行き届いていない森林の整備のため、森林所有者への意向調査等に取り組んでいるが、所有者不明や境界未確定森林の存在、担い手の不足等により想定以上のコストがかかっていること。

また、近年多発する豪雨によって、起こる土砂崩れや洪水・浸水といった下流部の都市住民にも、被害が及ぶ災害から国民を守るためには、様々な課題に対応した森林管理を進めていくことが必須となっている。

こうした山間部における様々な課題に早急に対応し、森林整備や人材育成、担い手確保といった取組を今後本格化させていくためには、多くの森林を抱える我が篠栗町では、今の譲与基準のままでは森林整備の費用には不足が見込まれ、さらなる財源が必要となっている。以上のことから、下記の実現を強く要請する。

記

森林の多い市町村が必要な森林整備をより一層推進することができるよう、譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月14日 篠栗町議会 議長 荒牧泰範

(意見書提出先) 内閣総理大臣 殿、総務大臣 殿、 財務大臣 殿、
農林水産大臣 殿、衆議院議長 殿、参議院議長 殿

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの意見書案に質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

早速採決に移ります。

意見書案第1号について、本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 出席者全員賛成と認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第17、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生常任両委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに記載の申請書のとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りいたします。総務建設・文教厚生両常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで、招集日に配付しておりました常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があればお受けいたしますが、質疑はございますか。

はい、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句・数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句・数字等の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長、何か発言することがございましたら、どうぞ。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 令和5年第3回定例会の閉会にあたり御挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議誠にありがとうございました。「糟屋郡公平委員会委員の選任について」「篠栗町教育委員会委員の任命について」等の人事案件6件、「篠栗町柳池フサエ教育地域振興基金条例の制定について」「篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」など条例案6件、令和4年度「一般会計」「特別会計」の決算の認定について3件、水道事業会計及び流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について2件、専決処分の承認分も含め令和5年度補正予算の4件、上程いたしました21議案すべてにつきまして可決・承認いただきましたことに感謝いたします。

ありがとうございました。

総務建設・文教厚生両委員会では、各議案に対して熱心に御議論いただきました。どうもありがとうございました。

また一般質問の際にも様々な御意見をいただきました。こうした住民の皆様の直の声に基づく新規・改善の御要望に対しましては、執行部も早急に対処しなければならないと判断したものについて、優先順位を上げて今後も対応してまいります。

可決いただきました議案のうち、議案第63号「篠栗町柳池フサエ教育地域振興基金条例の制定について」は、篠栗町内在住であった故柳池フサエ氏及び故柳池義春氏からの多額の寄附金を故人の意思に基づき、町の教育及び地域振興に係る施策の財源に充てるための基金として積み立てるため制定したものでございます。今後は、篠栗町の次代を担う子どもたちを大きく育てるための、活用方法を議員の皆さんと知恵を絞りながら検討してまいりたいと考えます。

改めて、高額の御寄附をいただきましたことに町民を代表いたしましてお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

令和4年度一般会計の決算は、歳入総額126億2,418万2,000円、歳出総額は120億6,113万3,000円でした。篠栗町の財政力指数、経常収支比率等は大きく変化はしておらず、監査委員からは4年度篠栗町健全化判断比率等審査意見書において、良好な状態にあると認められるとの意見をいただきました。とはいえ、財政課長が決算概要を説明した際申し上げましたように、歳出面では、高齢者、障がい者支援や、次世代育成支援など、扶助費は年々増加することが予想されます。

また、人件費や物件費、ごみ処理施設の建て替えを計画している須恵町外二ヶ町清掃施設組合や粕屋南部消防組合への繰り出し金の増加等による、一部事務組合に対する分担金等も含め、一般財源において、歳出が増加傾向であることや、個別施

設計画に基づく公共施設の大規模改修時期が迫っていることもあり、歳出の縮減を図る構造的な改革が引き続き必要であると考えております。

一方、歳入では経済状況の回復などにより、地方税の増収が見込まれますが、篠栗北地区産業団地からの本格的な税収増は令和6年度以降になることから、交付税算入がある地方債の償還が終了することで地方交付税が減少することなどを考え、一般財源の確保がさらに難しくなると予想されるため、ふるさと納税や補助金等の財源を積極的に確保することで、今後も単年度の歳入歳出の均衡を保ち、持続性のある財政運営を行っていくことが重要であると認識しております。

一昨年の9月定例会の開会日に、2050年に温室効果ガス（二酸化炭素）実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の表明をいたしました。篠栗町の「ゼロカーボンシティ」に向けた取り組みを推進し始めました。

環境省の補助金を活用して「篠栗町脱炭素ロードマップ策定」事業を行い、いよいよ篠栗町におけるカーボンニュートラルの目標達成に向けた計画的・具体的な事業計画の概要が確定いたします。次は補助事業を活用して公共施設のオンサイトPPAによる電力を蓄電し、非常用電源を安定的に準備するレジリエンスの強化を目指した具体的な事業を進める予定でございます。議会にしっかりと説明しながら、環境省等と連絡をとって進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、開かれた議会を目指して、当時の議員の皆様が、平成27年第1回定例会から取り組まれた本会議の同時配信が、今定例会では途絶えております。さらなる開かれた篠栗町議会を目指すためのあり方を検討するための一環であると理解しておりますが、町民の皆様からも待ち望む声を聞いております。ぜひ、早期に同時配信を再開していただきますよう、執行部からもお願いを申し上げます。

今後とも町職員一丸となって篠栗町の諸課題の解決のために努力して参りますので、議員各位におかれましては引き続きご指導・ご協力賜りますようお願い申し上げます。篠栗町議会令和5年第3回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間のご審議誠にありがとうございました。

○議長（荒牧 泰範） 以上で会議を閉じます。

これをもって、令和5年第3回篠栗町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時48分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

荒牧 泰範

篠栗町議会議員

品川 静

篠栗町議会議員

古屋 宏治
